

令和 4 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 4 年 9 月 5 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 4 年 9 月 7 日 (水) 10 時 00 分
散 会	令和 4 年 9 月 7 日 (水) 14 時 45 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明</p> <p>2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸</p> <p>4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義</p> <p>10 番 山 本 久 矢 11 番 木 村 博 文</p> <p>12 番 河 内 直 子 13 番 横 山 善 美</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局議会係長 田 中 晴 美</p>

会 議 録

令和4年第3回定例会

[一般質問]

令和4年9月7日（水）

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
議 長	<p>開会日の議案説明の件で、上下水道課長から発言の申し出があつておりますので、これを許可します。</p> <p>上下水道課長</p>
上下水道課長	<p>おはようございます。上下水道課でございます。</p> <p>9月定例会初日9月5日付提出、議案第34号の下水道事業会計補正予算(第1号)におきまして、説明不足の点がありましたので、この場を借りて補足説明をさせていただきますと思います。</p> <p>別冊になっているかと思えますけれども、下水道事業会計補正予算書(第1号)の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思えます。</p> <p>今回の補正は、産休代替による会計年度任用職員の雇用に伴いまして、1ページ目となりますけれども、第2条の支出に掲載しております補正予定額138万3,000円に対しまして、2ページ目となりますけれども、第3条の補正予定額133万2,000円ということになっております。</p> <p>第3条の職員給与費につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費となっております。第2条の補正予定額138万3,000円には、職員給与費に該当しない旅費といたしまして、5万1,000円が含まれておりますので、その額を除いた133万2,000円を第3条のほうに計上させていただいておるところでございます。</p> <p>以上で補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
日程第1	
議 長	<p>それでは、日程第1「一般質問」を行います。</p> <p>質問の通告があつておりますので、順次発言を許します。</p> <p>2番 柳雅明議員</p>
柳 議 員	<p>マスクを外して質問させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>台風11号が9月5日夜半から吹き荒れて、通り過ぎていきました。強い風による被害を受けられました方にお見舞い申し上げます。</p> <p>自然の力に、私たちは、幾ら文明が発達しても、逆らうことができない大きなものを感じております。</p> <p>人間は、また文明は、太古の地球がつくり上げたものを使いながら、少しずつ進歩しながら、築き上げてきたものが環境を破壊し、地球をむしばんでしまう結果になってはいないかと、外を眺めながら、木々が激しく風に揺らされているのを見て勝手に想像しました。</p> <p>日本は群雄割拠の時代から、また、諸外国はローマの時代から大航海へと、領地をめぐる争いが、現在に至るまで、使用する武器は違えども少しも変わらずに続き、多くの人々が犠牲になっているこの悲しい現状を世界はどう克服していくのでしょうか。</p> <p>それでは、筑前町総合計画について、通告書に記載していますとおりに質問いたします。</p> <p>また、最後に町長の所感をよろしくお願いたします。</p> <p>第2次総合計画が策定されて3年が経過いたしました。これまでの成果と、これ</p>

	<p>からの残り、一連の展望を踏まえて、ご回答をよろしくお願ひいたします。</p> <p>総合計画審議会資料によりますと、「稼ぐ」の項目で、将来像実現のための政策として、産業の活気あふれる元気なまち、稼ぐとあります。基幹産業として位置づけられている農林業について、衰退させないとあります。</p> <p>少子高齢化と後継者不足がその主な原因と考えられています。さらに、農林業における生産物に対する価格の低迷も、大きな原因と言えます。</p> <p>消費者にとっては低価格が喜ばしいのですが、反対に、生産者にとっては数量に対する単価の低さがネックとなって、生産意欲と収入の低さで、その意欲がそがれることにもなります。</p> <p>後継者不足と言われる大きな原因の一つは収益の問題で、稼ぐ農業になりにくいことで、先祖から受け継がれてきた田畑や山林を後継することに対する魅力が半減しているからと考えられます。</p> <p>国、県からの補助は、大規模経営の認定農業者対象となる仕組みがあるのですが、小規模農業者に対しては補助としての仕組みが見当たらない現状です。小規模農業者の後継はさらに厳しくなっていくでしょう。</p> <p>これからの農業としてスマート農業が叫ばれていますが、ICT化による設備費のコストが収益にさらに上乗せされることにもなりかねません。</p> <p>林業にしても、後継者は、田畑に比べさらに魅力のないもののように感じられます。町内には5団体の生産森林組合がありますが、伐採、搬出する農林業者の作業代となり、収益は、50年以上かけて育てた山林の割には、魅力ある収益にはなっておりません。ましてや、山林の個人経営者にとってはなおさらのことと思います。</p> <p>ここでお願いいたします。新規就農者や後継者の育成支援の政策が挙げられていますが、その方策はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町も持続可能な強い農業を実現するためには、次世代を担う農業者の規制や確保に向けた取り組みなど、経営発展につながるような政策につきましても、県、関係機関との連携はもちろん、地域との連携も不可欠であるというふうに考えております。</p> <p>これまで農業経営体は家族など後継の代へ継承することが一般的でしたが、最近は、農業に関心のある親族、あるいは第三者への継承も行われております。</p> <p>そのため、所在地、借地、建物や機械、負債など、経営の状況を正確に把握できていることが円滑な経営継承につながるというふうにも考えております。</p> <p>独立して農業を始める際につきましては、必要な機械、設備への投資資金や、所得確保支援等につきまして、現在、農林水産省が就農者支援のための施策として、筑前町においても活用されているものに、就農直後の所得を確保する資金を交付、支援する経営開始資金、就農後の経営発展のために機械施設等の導入を支援する経営発展支援事業、そして、新たに農業の経営を開始するために必要な資金を長期無利子で貸し付ける青年等就農資金などが挙げられます。</p> <p>ただし、これらの施策においては、認定新規就農者制度により、新たに農業を始める方が自ら農業経営の目標など、経営開始から5年後に農業で生計が成り立つよう青年等就農計画を作成し、認定を受ける必要もございます。</p> <p>その計画に従って、農業を営む認定新規就農者に対して、国や県、日本政策金融公庫等により支援措置を講じるものもございます。</p> <p>したがって、引き続き、国、県等の支援手続等や相談窓口等における業務により、朝倉普及指導センター並びにJA朝倉農業協同組合等関係機関と連携しながら、就農者支援に努めてまいりたいというふうに考えております。</p>

	以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>先ほど言われましたように令和4年3月29日付で経営第3142号、農林水産事務次官依命通達というのが制定されておるようです。それに関係することをお答えいただいたと思っております。</p> <p>少しダブるようではございますけれども、新規就農者の支援についてですが、移住されてきた方々は農林業に従事できるのでしょうか。それもお答え願いたいと思います。</p> <p>といいますのが、福岡県が認めた機関として、筑前町では朝倉地域担い手・産地育成協議会として、朝倉地域新規就農支援部会というのが立ち上がっているようです。</p> <p>その連絡先といたしましては、筑前町篠隈373、0946-42-6614、これは農林商工課の電話番号ですけれども、こういうのが福岡県が研修機関として認められているようではございますけれども、それについて、移住者のどういうふうな働きが農林業に従事できるかということ、もう一度、すいませんがお答え願いたいと思います。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>移住された方の農業及び林業における従事形態によるものかと思われましてけれども、従事は可能と思われまして。</p> <p>支援につきましては、農業においては先ほどご説明いたしました政策が主なものでございまして、朝倉地域担い手・産地育成協議会というののご質問もあったかと思っております。</p> <p>この協議会においては、構成団体が朝倉普及センター、朝倉農林事務所、それから管内の市町村、朝倉いわゆるJA、それから農業共済、土地改良区等々が組織として構成をされております。</p> <p>この担い手育成につきましては、そういった構成団体をもって農業関係の指導、支援の体制強化を図りもって、地域農業の担い手並びに農業農村の振興に資するものというふうなものが目的等でございます。</p> <p>輪番制で、今回、会長が普及センター長、筑前町とJAのほうで副会長を、総会の中で役員決めがっております。</p> <p>そういったところでの認識として、今年度1年間、そういったところでの位置づけとして上がっておりますけれども、その担い手育成につきましてもいろんな部会がございまして、新規就農とか花き部会、果樹部会、そういったもろもろの部会がございまして、そういった部会を通じて、そういった支援にあたるというふうなところでございます。</p> <p>それから、林業の支援につきましては、林野庁における緑の人づくり総合支援対策のうち、緑の雇用事業における緑の雇用新規就業者育成推進事業として、新規就農者に対して、林業に必要な資格取得に加え、安全かつ効率的な林業施業に必要な知識、技術を実地で取得するための研修や、現場技能者キャリアアップ対策として、効率的な現場作業を指導することができる現場管理者を育成するための研修など、林業経営体への支援や緑の青年就農準備給付金事業により、林業への就業へ向け、研修機関において必要な知識等を習得する方へ給付金を支給する制度もでございます。</p> <p>また、森林環境譲与税を活用しまして、新規林業従事者や林業経営体を支援する自治体もでございます。支援内容は奨励金や雇用費、業務に必要な装備品の購入費、あるいは研修費などの幅広いものでございますけれども、緑の雇用にて支援を受ける林業経営体がほとんどでございます。</p> <p>そのように様々な国の支援がございまして、町も引き続き情報収集等をしながら、</p>

	<p>農林業の振興につながるような支援について、県や関係機関との連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>新規就農者ができて、産地育成協議会の中で、朝倉地域の中では筑前町の農林商工課がやってるんですけども、支援ができるのが冬、春のトマト、キュウリ、ナス、それからイチゴ、アスパラガス、柿、梨、ブドウなどが挙げられているようです。</p> <p>続いての質問でございます。</p> <p>続いての質問は、最初に通告書にしておりました3番と4番を同一でご回答お願いいたします。</p> <p>農振法による制約で、従事できない新規就農者の解消法があるのでしょうかという質問です。新規就農者が中間管理機構などから借りて就農できても、要するに資金を借りて、また、農地を借りて就農できても、住居は遠方の別の場所から通う形も出てくることになりまして、農機具などを収容する倉庫を建築するための土地を手に入れることも難しいのではないかと考えますが、そういうことはどうでしょうか、質問です。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>特に農振法の制約で就農できないということはございません。それから従事制限の解消法については、農振法での従事制限の解消方法も特段ございません。</p> <p>ただ、議員が言われますように、借り手の方が遠方であれば就農条件も不便を生じることも考えられると思います。</p> <p>現状としては、遠方ではなく、主に近隣市町村がほとんどで多い状況でございます。特に北野とか筑紫野辺りがほとんどで、朝倉市がほとんどでございます。</p> <p>また、現在、在住の農業者であっても、町内で借りた農地に必要な面積の農業用倉庫を建築することは、農業用の用途に資することに該当しますので、可能でもございます。</p> <p>そのため、可能であれば、町も人口増や農業振興のためにも、転用可能な場所に移住をご検討いただきながらも、農地の荒廃防止、先ほど回答しました新規就農支援、担い手育成、就農をできるようなあっせん等を通じながら、町もできる限り取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>あっせんに関しましても、遠方の方が本当に営農できるかも、農業委員会に判断材料費としてありますので、まずは農業委員会のほうにご相談をお願いしたいというふうに思っております。</p> <p>さらに、農地法第3条に、地域との調和要件というのもございます。多面的支払交付金の面でも、地域との調和要件、維持活動もありますので、そのためには農作業の効率化や周辺の地域における農地の効率的、総合的な利用に支障がないよう、地域との連携も大切であるというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>続いての質問でございます。</p> <p>次は、農地ではなくて山林についてのお尋ねです。山林の売買には法的規制はないのでしょうかというお尋ねです。</p> <p>筑前町は、筑前町全体が都市計画区域ですので、そういう法的な規制があるのかどうかお尋ねしたいと思っております。</p>

議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>山林の売買に法的規制はないのでしょうかというふうな問いでございます。</p> <p>森林の売買に関する法的規制は特にございません。しかし、森林法に基づきまして、地域森林計画の対象となる民有林については、町に所有者となった旨の届出が必要でございます。</p> <p>ただし、都市計画法による都市区分に応じた一定以上の面積において土地売買等の契約を締結した場合には、国土利用計画法に基づきまして、届け出が必要でございます。この場合は、森林法に基づく届け出は不要でございます。また、森林は農地と異なりますので、農地法の許可は不要でございます。</p> <p>ただ、農地法の対象とされている農地につきましては、登記簿の地目で判断されるものではなく、現況が耕作の目的に寄与される土地であるかどうかで判断されます。例えば、現況が休耕地、果樹園、森林関係でいえば竹林の育成地、林業育内地は農地となります。逆に、農地法の許可が必要なケースとして考えられるのが、荒れた休耕地、登記簿地目が山林で、現況が田畑、同様に果樹、竹林の育成などが考えられますが、山林売買は特にございませんが、そのように、現況によっては農地法に該当するケースも考えられますので、そのような様々なケースがございます。</p> <p>そういった場合については、農業委員会のほうにまずはご相談をお願いしたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>先ほど言われましたように、登記簿上の問題ではなくて、耕作の目的に寄与される土地であるかどうかで判断されるということですね。分かりました。</p> <p>それから、次の質問に移ります。</p> <p>山林経営者以外の方の購入によって環境破壊が発生した場合の方策、または制限はありますかということで、通告書では「山林経営者以外の方による環境破壊の方策は」と簡略して書いておりますけれども、意図としては発生した場合でございますので、お間違いのないようにお願いしたいと思います。山林経営者以外の方によって環境破壊が発生した場合の方策についてお尋ねいたします。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>森林が減少する原因としましては、転用や違法伐採、林野火災が考えられます。</p> <p>森林法に基づき、地域森林計画の対象となる民有林につきましては、開発や伐採、火入れ等を行う場合につきましては、事前に届け出が必要でございます。</p> <p>伐採の届け出につきましては、保安林であれば県、普通林であれば町に届け出をいただき、内容が適正であるかを確認いたします。</p> <p>また、普通林であれば、伐採及び造林後、町に報告書を提出する義務もございません。届け出のない伐採や届け出後に問題が生じた場合は、罰則等もありますので、県と協議の上、対応することになると思います。</p> <p>森林法に関する伐採手続きにつきましては、開発行為の責務として、開発により森林の有する役割を阻害、森林の機能が失われた場合につきましても、これを回収、回復することは非常に困難であることから、林地開発許可制度もございます。</p> <p>地域森林計画対象林かどうかで判断されますが、対象林であれば、保安林なのか、開発面積に応じて手続きのご案内をしております。</p> <p>例えば0.6ヘクタール以上であれば、伐採及び伐採後の造林届け出の提出義務と併せまして、県に林地開発事前協議が必要となります。</p>

	<p>1ヘクタールを超えますと県に林地開発許可申請が必要となってきます。</p> <p>罰則規定も、平成29年4月より罰則が強化されておるところでもございます。</p> <p>山林にかかわらず、土地埋立て等を行う面積が3,000平米を超える場合につきましては、県の条例により知事の許可が必要となります。</p> <p>ほかにも林地崩壊、災害防止のための県事業として、治山事業等もございますし、森林法に関する手続き等、ご相談については、事前に町や県のほうにご相談をお願いしたいと思っております。</p> <p>また、森林法以外にも筑前町自然環境保護条例に基づきまして、自然環境の地域として規制がある山林の自然環境の破壊を防止するための措置も設けられているところでもございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>農林商工課長の答弁の中で自然環境保全条例に触れられましたので、このことを含めまして、環境破壊防止の観点での開発関連について、都市計画課からお答えをさせていただければと思います。</p> <p>山林におきます開発行為につきましては、本町における開発事業及び活動に伴って生じる自然環境の破壊を防止し、緑豊かな環境を守り、自然と生活の調和を図るなどを目的とした筑前町自然環境保全条例がございます。</p> <p>この条例に基づきまして、県道筑紫野三輪線、いわゆる山麓線ですけども、その山麓線から北の山間部や城山の一部を自然環境保全地域に指定しておりまして、当該区域に工作物の建設や土地、形状の変更等を行う場合は、町との協議及び地元の同意が必要となります。</p> <p>このとき、町からは、自然環境の破壊を防止するための必要な措置を講じるような条例の範囲内で、計画変更や使用禁止を命令することができ、罰則規定もございますので、自然環境保全地域の範囲内であれば、自然環境破壊を未然に防止する対策の一つとして捉えております。</p> <p>また、開発行為の制限におきましては、資材置場や駐車場の計画でございますれば、都市計画法や建築基準法の規制対象には該当いたしません。建築物の建築を目的とする場合は、都市計画法の開発許可や建築基準法の規定に基づく手続きなどが必要でございますので、指導及び協議の中で、自然環境破壊を防止する対策を講じるということが考えられるというところで思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>環境防災課としての考え方を申し上げます。</p> <p>町は、監督省庁へ、法律や条例に基づき届け出や報告などが無い場合、また、恣意的に違法行為を行った場合に、どう対応するかということにつきまして回答させていただきます。</p> <p>環境破壊といいますが、事業活動、その他、人の活動に伴って生じる範囲は広く、例えば、大気汚染、水質汚染、土壌汚染など、様々なケースがございます。</p> <p>まず想定されるのは、住民などからの通報を受け、事実確認のため現地調査を行います。場合によっては、違法行為現場を確認する必要もあろうかと思われ。また、必要に応じて、検査や測量を行う場合も想定されます。</p> <p>その結果、まず、これ以上、自然環境破壊をしないよう注意喚起や防止措置など要請をいたします。</p> <p>その上で、是正しない場合については、県、警察、保健所など関係機関及び関係課</p>

	<p>と協議連携しながら、現地指導や改善指導などを行い、問題解決に向け取り組んでいくことが見込まれます。</p> <p>いずれにしましても、関係法令と照らし合わせ、町の関係部署や関係機関と協議しながら、法令に基づき漏れがないよう取り組んでまいります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>一番大事な環境破壊の問題ですので、どうぞ取り組みよろしくお願いたします。それでは、次、質問いたします。</p> <p>町は、町有林の保有面積を増やす考えはないのでしょうか。このことから、環境破壊を防ぎ、将来的な町の収入源になると考えます。</p> <p>林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介し、森林所有者自らが経営管理を行うことができない森林を、意欲と能力のある森林経営者につなぐ森林経営管理制度が平成31年4月から実施されております。</p> <p>森林経営管理制度において、経営管理実施配分計画が定められた場合に、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、登録、公表することが定められています。</p> <p>経営管理権実施権の存続期間、それから経営管理の内容、伐採等に係る経費及び販売収益の見積り額等について提案を求め、提案内容を審査し、経営管理権を設定する経営管理経営者を選定し、経営管理実施権が設定、付与されるということになります。</p> <p>経営管理実施権の設定を受け経営管理が実施された後、もたらされた収益は、森林所有者と市町村の折半となります。</p> <p>ここで問題なのは、森林所有者の後継者がいない場合や不明林が発覚した場合、または、山林を売却計画している山林所有者の山林を町が取得し管理していくことになれば、伐採等の収益は当然町の財産になり、たとえ林業経営者が管理上、赤字を出しても、それは林業経営者の責任になり、町、市町村が補填することはありません。</p> <p>森林環境譲与税の使用が可能であれば利用され、また、町有林での収益があれば充当できると考えますが、なお、現在福岡県に登録されている意欲と能力のある林業経営者の数は、個人事業者を含め25社で、当筑前町に関係しているのは、県全域を希望している7社と、直接筑前町を指名している事業者の2社です。町の森林購入についてのお尋ねをいたします。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員からの貴重なご意見、誠にありがとうございます。</p> <p>森林振興、そして財産の価値を高める思いは同じでございます。</p> <p>しかしながら、現在のところ、町の保有林保有面積68.06ヘクタールでございます。それを増やす予定は、今の段階ではございません。</p> <p>平成31年4月に、先ほど言われました森林経営管理制度が制定をされておまして、森林整備を進める体制が構築されております。</p> <p>この制度では市町村が森林所有者と森林事業体をつなぐ役割を担うことで、森林経営の効率化と管理の適正化を促進するものでございます。</p> <p>森林所有者には意向調査を実施しまして、森林経営の意思を確認いたしますが、委託を希望される場合は、森林の状況に応じて、既存事業の活用も検討いたします。</p> <p>具体的には、経営が成り立つ森林につきましては、森林経営計画を策定して整備することもできますけれども、経営委託契約により林業経営体が経営します。森林</p>

	<p>経営計画の策定が困難な場合は、福岡県森林環境税を活用した荒廃森林整備事業を活用して森林整備を行います。荒廃森林整備事業が活用できない森林については、森林環境譲与税を活用した市町村単独事業、または経営管理権集積計画の策定を検討することになります。</p> <p>経営管理権集積計画を策定して林業経営体に委託する場合、すなわち経営管理実施権を設定した場合につきましては、木材の販売等により発生した収益は町の収入にはなりません。</p> <p>林業経営体は、損益計算書の収益として、森林所有者に収益がある場合は山林所得となります。</p> <p>不明森林所有者につきましては、検索しても確認できない場合、経営管理権集積計画の内容を公告して、申し出の機会を6か月設けます。その後、県の裁定を申請し、県知事の裁定があれば、経営管理権集積計画を定めることができるとされておりますが、町の森林になるものではございません。</p> <p>公告後に森林所有者または相続人が現れる場合もございますので、供託法並びに供託規程の定めるところにより、供託された金銭がある場合は情報提供を行い、還付請求をご案内します。</p> <p>森林環境譲与税は、令和6年度より、国税として、国民1人あたりから徴収されます。</p> <p>今、育っている森林は、先代から引き継いだ貴重な財産でもございます。現在、木材の価格はウッドショックの影響により大きく変動しております。福岡県森林組合連合会が運営する原木市場を調べてみますと、令和4年7月時点で、立米あたり杉で1万3,026円、ヒノキで1万8,578円ということになっております。数年前と比較しますと、高い水準というふうになっております。</p> <p>森林がもたらす恩恵を多くの方が身近に感じることができるよう、町も、地元や県あるいは関係機関と連携しながら、私有林の森林整備を着実に推進してまいりたいというふうに考えておりますし、意向調査を踏まえまして、今後、環境譲与税の活用事例などを参考に、町も研究してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>県の荒廃林の整備として、毎年一人頭500円取られておりますし、令和6年から、国の環境譲与税に関する環境税が一人1,000円、一人毎年1,500円という金額が個人から取られるようになりますので、その点も踏まえまして、しっかり森林について十分な手入れをしていただきたいと思いますので、よろしく願います。</p> <p>最後なんですけれども、現存する幾つかの生産森林組合は、木材事業の収入減によりまして解散したいと考える組合もあると聞いております。この現状をどうお考えになるか、端的に願います。次の質問がありますので、よろしく願います。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>本町の森林面積につきましては、全体面積の約34%を占めております。森林の大部分につきましては、経営規模が1から5ヘクタール未満の小規模所有者が多くを占めておりまして、現段階では効率的な木材生産活動ができる状況には至っていないのが実情でございます。</p> <p>将来にわたりまして、森林の有する多面的な持続性を確保していくためにも、重視すべき機能に応じた森林資源の整備推進を進めることも重要な課題となっております。</p>

	<p>ます。</p> <p>さらには、このまま放置しますと荒廃森林が加速することにも懸念されることや、先代から引き継いだ貴重な森林財産を守るために、生産森林組合や朝倉森林組合を中心に、毎年大変なご苦勞もありながら、活動を行っておられるのも実情でございます。</p> <p>林業生産活動の停滞とともに、林業就業者の高齢化が進行しておりまして、適正な森林整備を進めていくには、人材の確保と育成、定着のための労働環境の改善が必要であるというふうに考えております。</p> <p>現在、農業と兼業がほとんどでございまして、農業の振興策とともに、林業労働者の育成、確保対策を進めていく必要も考えます。</p> <p>木材事業の収入が減少している理由として、組合員の代替わりや高齢化等によって施業が困難であることも一つであるかというふうに考えております。</p> <p>森林組合につきましては、森林法や森林組合法に基づいた組織でございまして、解散するには県との協議を重ねる必要もございます。施業できない場合については、ほかの森林経営体に委託する方法もございまして、そういったこともございまして、町も今後、生産森林組合と情報を共有しながら、今抱えている問題について、地元や県、そういった関係機関とも連携しながら一緒に考え、林業振興につながるよう対応できればというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>昨日も県の関係者とお話しさせていただいたんですけれども、やはり福岡県の中でも、たくさんの生産森林組合から立ち行かなくて解散したいというご相談が大分上がってきているというふうなお話を聞いております。町のほうとしても、十分な対応施策をしていただきたいと思います。「稼ぐ」はこれで終わります。</p> <p>時間の関係であと10分しかございませんので、「結ぶ」の項目なんですけれども、移住・定住の推進、思いやり、共に支え合うまち、働く世代の移住・定住の促進があげられています。この促進につながる様々な取り組みが計画されているようです。自分が一般通告書に書いております1番から4番をまとめて、企画課長、すいません、時間の関係でよろしくお願いします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在行っている移住・定住に関する主な取り組みは、情報発信と相談になります。</p> <p>若い世代、子育て世代をターゲットに、本町の移住・定住支援制度を取りまとめ、県の移住ポータルサイトや冊子福岡移住読本への掲載、情報提供をしております。</p> <p>ポータルサイトの筑前町ページへのアクセス数は、令和4年5月で253件、福岡移住読本は、東京、関東方面で、ふるさと回帰センターや東京事務所、大阪事務所、またはハローワークなどに配架をされております。</p> <p>昨年度、「筑前町とかいなか移住ガイドブック」を作成し、道の駅、福岡移住相談センターの東京、大阪事務所、関西地方での移住就職相談会などに配架を行っております。</p> <p>また、移住に関するお問い合わせや相談等にも、各課と連携し、制度の情報共有などを行いながら対応しております。</p> <p>今後ですけれども、空き家の活用や移住に関する補助制度などの積極的な取り組みについて、町の状況に併せて、民間事業者との連携も含めて、どのように取り組んでいくか検討していく必要があると思っております。</p> <p>2番目の問いにお答えをいたします。</p>

	<p>昨年度作成した筑前町移住ガイドブックには、筑前町の四季の風景や食、余暇の過ごし方、祭りなどの暮らしの魅力と生活環境、子育て支援策や英語教育などの特色ある独自行政施策を盛り込み、分かりやすく紹介しております。</p> <p>移住に際しまして、選ぶ視点は様々です。町では、子育てしやすい環境の充実や教育施策、交通アクセスや土地の価格など、いろいろな要素をまちの魅力としてPRしております。</p> <p>3番目のご質問にお答えいたします。</p> <p>移住者が地域に溶け込むための方策です。</p> <p>総務省から、移住政策を推進している自治体の事例集が出されています。地域に溶け込むことは、慣習や地域性によっては容易ではないと感じられることもあるようです。他自治体の取り組みとしては、地域おこし協力隊などのコーディネーターが移住者同士の交流や地域とのつながりづくり、移住者からの相談に応じている事例や、住民有志によるサポーターが、まちの案内や暮らしの紹介、相談や情報提供などの役割を担う仕組みをつくり、地域との橋渡しをしている事例など、移住者からも、サポーターの存在が安心につながっているという事例が紹介をされております。</p> <p>これから移住・定住施策を進めていくためにも、実際に町に移住された方の感想や体験談などを伺う機会を設けていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>4番目の問いについてお答えいたします。</p> <p>森林であれば伐採して転用することになりますけれども、森林法に基づきまして、地域森林計画の対象となる民有林の場合、普通林は町に伐採届が必要でございます。あわせて、3,000平米を超えますと、先ほどの県の条例に基づく届出書、それから林地開発等々の制度がございます。</p> <p>保安林の開発につきましては、公共事業を除いて原則禁止をされておりますので、県に保安林指定の解除が可能であるかご相談していただくこととなります。基本的には、建築基準法上の道路に接していることが前提となりますけれども、建築確認が必要となるというふうに考えております。</p> <p>計画地が田畑いわゆる農地であれば、住居を建築する条件の一つとして農地転用の許可が必要となります。転用許可の可否の判断につきましては、一般基準と立地基準があり、両方を満たさなければなりません。一般基準につきましては、転用は確実に行われる見込みがあること、ほかの営農条件に支障がないこと等を判断材料といたしますけれども、立地基準につきましては、地理的要因等で判断されまして、転用の可否が決められます。農用地区域内の農地や第1種農地の転用は原則不許可、第2種農地や第3種農地につきましては、許可が可能となっております。</p> <p>農地区分につきましては、計画地の役場や鉄道の駅等からの距離、学校、病院からの距離や上下水道の道路への埋設、農地の集団化等の状況に判断されますので、また、農用地区域内の農地や第1種農地であっても、集落の接続状況によって例外的に許可の可能もございますので、転用許可を受け付けております農業委員会のほうにご相談していただくようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>すいません、駆け足で進んでいただきましてありがとうございます。</p> <p>移住者が定住するための行政施策としては、やっぱり地域おこし協力隊みたいなコーディネーターの専門部門を設けていただいて、十分活用して、残りの7年間で十分、そういうふうに移住・定住に向けて推進していただきたいと思います。</p>

	<p>また、このことが現実味を帯びて可能となって、住みよいまちづくりに結びついて、筑前町に来てよかったと思えるような将来を目指したいものです。</p> <p>そのためにも、この総合計画の一つ一つが町民、それから移住者と一体となって、少しでも多くの計画が実現するように祈っております。</p> <p>最後に、町長すいません、よろしく申し上げます。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>町長の立場として、今日質問がございました農業の問題、林業の問題、移住の問題、3点に絞って私なりの考え方を述べさせていただきます。</p> <p>まず、農業問題であります。</p> <p>筑前町の農業の柱は、土地利用型農業でございます。米、麦、大豆等を主体とした農業地帯であると、これは我が町の特徴であります。したがって、私はこの土地利用型農業につきましては、積極的に国策として補助事業を活用していく、私はこれに尽きると思っております。したがって、様々な投資が必要でありますけれども、積極的に補助金等を採択してもらって、事業を取り込んでいく、このことによって、米、麦、大豆でも飯が食える、そんな農業経営が成り立つと確信しております。</p> <p>現に、うちのほうの職員もしっかり頑張っております、ドローンを含め最新型の農業機械の導入につきましては、県下でも一、二を争う立場で導入を推進しているところでございます。</p> <p>それから、そういった半農半Xといえますか、そういった大型の農業以外の方々につきましては、一つは、みなみの里の活用であります。こういった兼業農家の人も、誰でもみなみの里には出荷することができます。農家であれば、農業者であれば、そういった農産物を出荷することによって、それぞれ世帯に応じた所得を確保していただきたい。</p> <p>今、米の生産額が、私なりの計算でいきますと、約1,100ヘクタールの農地に約10億円以上の売上だと思っております。今、みなみの里も8億3,000万ぐらい売り上げております。ぜひぜひ、みなみの里も10億円を売り上げることによって、今までの隙間産業から、市民権を得た分野に拡張していきたいと、そのように考えております。</p> <p>それから、園芸型の農業は、若者が非常に魅力を感じてきております。私も一昨年、私のところに来た若者たちに、ぜひ先進地視察に行きなさいとお伝えいたしました。その先進地視察は東北でも南九州でもない、身近な久留米に行きなさい、北野に行きなさいと。そこに新たな農業の展開が見えると、そういったことで新たな野菜栽培等の形態が生まれつつあります。</p> <p>そして、関係人口として、よその町に住みながら、本町においてイチゴ栽培をやっていただいている。それも非常に高品質なイチゴ栽培をやっていただいていると、そういった方々もおられます。これは定住ではありませんけれども、関係人口として我が町に貢献していただいている。こういった農業者がぽつぽつと生まれてきておりますので、私は大いに期待しているところでもございます。</p> <p>次に、林業であります。</p> <p>林業は我が町で言いましたように、34%という土地利用を占める本町の形をなすべきものでございます。この林業振興なしには、本町のSDGsあるいは脱炭素社会は築けないと、そのようにも考えます。特に今からは脱炭素化が極めて重要な政策課題になってまいります。</p> <p>そのためには林業をどうするか。今、課長のほうがいろいろ説明いたしましたけ</p>

	<p>れども、一つは森林環境税をフルに活用すること。もう一つは、我が町が努力いたしました木質バイオマス工場を利用すること。これはバックに大きな電力会社もついております。この知識と知恵と、そして行動力をやはり活用すべきだと考えます。</p> <p>私も昨年、そちらのバイオマス等々の紹介で、うちの職員共々、大分県の臼杵市に行ってまいりました。林業振興地域は、案外、都会ではなくてやっぱり地方にございます。大分県はそういった意味では林業の先進地であります。その先進地に行って学んできたことは、まず人であると。まず、何事においてもですけれども、人がいると。その方にぜひうちの町にも様々に関わっていただきたいと、そういった相談をして、今年からうちのほうで仕事をしていただいているところでもあります。ぜひ、こちらのほうの知見を生かして、新たな林業振興を頑張っていくべきだろうと思っております。</p> <p>それから、移住・定住の問題、これ、全国的に移住が叫ばれていますけれども、本当に移住を必要としているのは過疎地域であります。</p> <p>本町は、幸いにして、皆さん方の努力によって人口増であります。ですから、移住・定住の問題は過疎地域に比べて深刻度は低いと、私は考えます。</p> <p>移住というか、我々の表現では転入という言葉を使っています。我が町は人口が増加しているわけです。これは過疎地域にとっては大変な羨ましい話でありまして、本町はそのように、地の利、そして人の輪があるということでもあります。</p> <p>議員も言われましたように、住んでよかったと、あるいは訪ねてよかったという言葉がつかますけれども、この順番は、論語にありますように、住んでよかったと、その町が住みやすいんだという人たちが情報を発信していく。それを聞きつけて、人がやってきて、そこに住みたいと思う。決してよそから来た人たちが住みたいということじゃなくて、やっぱりそこに住んでいる人たちが誇りを持って、筑前ファーストを持って進んでいくことが新たな人を呼び込む一番の力だと思っております。</p> <p>ただ、それは一つの考え方でありまして、具体的には何をすべきか。やはりそこには働く場が必要であります。そして、言われるように教育が必要であります。そして、犯罪が少ないことが必要であります。まさに総合計画をしっかり実行することが、そういった人の住みよさを発信していくことにつながると。そのことを皆さん方の努力によって、今、一部実現していると、そのように考えているところでございます。</p> <p>ですから、全国的な移住施策と、うちはまた違った形の移住・定住策を講じるべきだと、そのように考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>残り7年あります、第2次総合計画は、一つでも多く実現して、住みよいまちにしていきたいと思っておりますので、また、皆様の努力をよろしく願いいたして、これで私の質問を終わりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	これで、2番 柳雅明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>11時15分より再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(11:03)</p>
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。

	(11:15)
議長 石橋議員	<p>4番 石橋里美議員</p> <p>質問の先に、マスクを外させていただきます。</p> <p>通告に従いまして、冷水機に関する質問をさせていただきます。</p> <p>今回の質問は、熱中症予防対策として、公共施設への冷水機設置についてお伺いいたします。熱中症予防対策に関しては、令和元年第2回定例会に、高齢者熱中症対策の予防として、温度計つきカードの活用について私は質問を行いました。熱中症の症状などについては、前回の質問でお話をしましたので、本日は省略させていただきます。</p> <p>まずは、熱中症発生の現状についてです。</p> <p>今年は例年より早い梅雨明けとなり、梅雨明け以降は異常なまでの暑さに見舞われ、熱中症で救急搬送された方も増えたのではと危惧をしております。</p> <p>熱中症は従来、高温環境下での労働や運動活動で多く発生していましたが、近年、気候変動などの影響により、熱中症による死亡リスクも高まっております。</p> <p>また、コロナ禍におけるマスク着用による熱中症のリスクも高まっております。</p> <p>体温調節機能が低下している高齢者や、体温調節機能がまだ十分に発達していない乳幼児は、成人よりも熱中症のリスクが高く、さらに注意が必要で、近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は高い水準で推移しており、国民生活に深刻な影響を及ぼしております。</p> <p>熱中症は高温、多湿、風が弱い、熱を発生するものがあるなどの環境では、体内にたまった熱を体外に逃す方法が減少して、熱の蒸発も不十分となって、熱中症が発生しやすくなります。</p> <p>総務省消防庁報告データによりますと、全国で6月から9月の期間に熱中症で救急搬送された方は、2010年以降、大きく増加し、特に非常に暑い夏となった2018年は9万2,710人、続いて、2019年が6万6,869人、2020年が6万4,869人と、近年多くなっております。</p> <p>熱中症の症状は一樣ではなく、症状が重くなると、生命への危険が及んでまいります。厚生労働省人口動態統計では、熱中症による死亡数は、1993年以前は年平均67人でしたが、1994年以降は年平均663人に増加しております。記録的な猛暑で熱中症による死亡者が最も多かった2010年は1,745人でした。</p> <p>近年は、1,000人を超える年が続いており、熱中症死亡総数に占める65歳以上の高齢者の割合は、1980年で33%、2000年で50%、2020年で87%と急増しております。</p> <p>福岡県の熱中症救急搬送者数を1日の最高気温別に見てみますと、30度を超えるあたりから搬送者数が増え始めて、気温が高くなるにしたがって増加してまいります。</p> <p>そこで、お尋ねをいたします。熱中症による救急搬送の実態についてです。今年に入って、熱中症で救急搬送された方は、本町でおりますか、また、いれば何人でしょうか、お尋ねをいたします。</p>
議長 健康課長	<p>健康課長</p> <p>今年、熱中症により救急搬送された人数をというお尋ねですので、救急医療の関係で把握しております健康課からお答えさせていただきます。</p> <p>今年1月から7月末日まで、筑前町で発生した救急における筑前町民の搬送人数は560人で、うち熱中症による搬送は14人となっております。</p>
議長 石橋議員	<p>石橋議員</p> <p>それでは、この熱中症による救急搬送の実態についてですが、年齢や発生場所な</p>

	ど、どのように把握と分析をされているのか、お尋ねをいたします。
議 長 健康課長	健康課長 お答えいたします。 救急搬送件数については、毎月、消防署より町広報担当に件数の報告があり、広報誌に掲載しております。 しかしながら、その搬送理由などの詳細な内容までは、情報提供を求めているため、定期的な実態の把握はしておりません。 しかしながら、特に把握の必要な状況がある場合には、消防署に問い合わせ、情報を収集し、その対応を検討しております。 なお、今年の熱中症により搬送された14名の年齢内訳は、7歳から12歳が1名、16歳から18歳が1名、40歳から64歳が2名、65歳以上が10名であり、発生場所については、屋外で発生した例が10名、屋内が4名となっております。 また、健康課では、熱中症対策について、町ホームページ、広報紙、防災行政無線で広く注意喚起を行い、出前講座や各教室などにおいて、保健師による訪問指導時に、チラシなどの配布により、全体的な啓発を中心とした取り組みを行っております。
議 長 石橋議員	石橋議員 今の答弁で、熱中症によって救急搬送をされた方が、令和4年では7月までで560名中14名、2.5%、既に搬送された方の人数、搬送率とも前年度を上回っていると思います。やはり年々増加している状況にあるということが今の答弁で分かりました。また、65歳以上の高齢者の方が、全体の7割以上を占める10名もいらっしゃるということです。 今後とも、温暖化などの影響によって熱中症になられる方は、増加傾向になるのではと危惧をしています。町におかれましても、熱中症予防対策として、引き続き、注意喚起を促すとともに、効果的な啓発を行っていただきますようお願いいたします。 次の質問に移ります。 学校における児童生徒に対する熱中症対策についてです。 先ほどの答弁で、7歳から18歳までの児童生徒の方も2名いらっしゃったようですがけれども、この熱中症に至った場所や環境などの状況は分かりませんが、熱中症対策について保護者からの要望が上がっているのか、お尋ねをいたします。 また、あわせて、学校側における児童生徒に対する熱中症対策についての指導、アドバイスなどについてはどのように行われているのか、お尋ねをいたします。
議 長 教育課長	教育課長 お答えいたします。 熱中症対策についての保護者からの要望につきましては、登下校時や運動会等の屋外での活動時におけるマスクの着用に関して、教育委員会や学校にお問い合わせをいただいたことがございます。これに対しまして、教育委員会としましては、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう学校を通じて文書で保護者へお願いするとともに、帰りの会等で繰り返し児童生徒へ注意喚起をしているところでございます。 また、各学校における児童生徒に対する指導、アドバイスにつきましては、屋外での運動やスポーツ、作業時には帽子をかぶり、できるだけ薄着で活動すること、小まめに水分を補給すること、心身に不調を感じたら申し出ること等の指導、アドバイスを行っております。

	<p>さらに、教育委員会といたしましては、各学校に対して、熱中症予防の5つの原則を踏まえ、予防策を講じるよう指導しているところでございます。</p> <p>1つは、気温、湿度の環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと。2つは、数日間をかけて、暑さに徐々に慣らしていくこと。3つは、児童生徒一人ひとりの体力の状況を把握し、疲労、睡眠等の体調を観察して、きめ細やかな配慮をすること。4つは、吸湿性や通気性のよい素材の服装や帽子を着用すること、5つは、具合が悪くなった場合には、風通しのよい日陰やクーラーが効いている室内等に避難をさせることでございます。</p> <p>今後とも、各学校が、熱中症対策のための実効性の高いマニュアルやガイドラインに基づき、教職員全員で共通理解の徹底を図るよう、支援してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>私は毎朝、子どもたちが通学するときに見守っているんですけども、やはり今年は水筒持参、小学校1年生が大きな水筒を持って学校に行っているという状況を度々見ております。</p> <p>それで、児童生徒が持参しましたこの水筒、これが空になった場合、学校ではどのように対応を指導されているのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>児童生徒は、毎日の学校の学習活動や自分の体調に合わせ、各自必要な分量の水やお茶を持参してまいります。</p> <p>しかしながら、その日の環境条件や体調等により、持参した水やお茶では不足する場合もございますので、そのようなときには、水質管理された学校の水道水を利用するか、担任等に相談し補給ができるようにしておりますので、このような対応について、児童生徒へは改めて周知をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>環境省、文部科学省によりますと、「学校における熱中症対策ガイドラインの作成の手引き」によりますと、水分補給には、冷たい水は体の中心の機能、深部体温を下げる効果があり、胃にとどまる時間が短く、水を吸収する器官である小腸に速やかに移動することから、5度から15度の冷やした水がよいとされております。</p> <p>子どもたちが体育館で授業を受けたり休み時間に遊んだりした際に、手軽に使用できる冷水機は有効な暑さ対策になると思います。</p> <p>教育現場においても、学校、体育館に常時使用できるように設置することも考えてはどうか。</p> <p>そこで、お尋ねいたします。学校施設に冷水機を設置するお考えはありますか、お尋ねいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>学校の冷水機につきましては、以前設置していたものを老朽化や故障により撤去し、タンクやノズルなどの衛生管理が重要であることから新たなものを設置しておりません。</p> <p>近隣の市町村を含め、同じような状況の学校があると認識をしており、また、近年では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、冷水機から直接口で水を受けたり密集したりすることなどのリスクから、冷水機の使用を控えるよう指導して</p>

	<p>いる学校もございます。</p> <p>今後は、水やお茶が不足する児童生徒の困り感が深刻になるならば、冷水機の衛生管理が担保され、使用の際に感染症拡大のリスクがないことを前提に、冷水機が熱中症対策として必要なものであるのかを研究してまいりたいというふうを考えております。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>冷水機につきましては、以前学校に設置されていたということで、故障を機に、衛生管理の問題も踏まえて、現在は設置していないという現状が今の答弁で分かりました。</p> <p>次に、熱中症を引き起こす大きな要因の一つであります気温の上昇は、地球温暖化の影響があげられます。</p> <p>人の活動に伴う、温室効果ガスの排出量増大による地球温暖化の影響が各地に現れてきており、気象庁サイトに掲載されております20世紀初頭以降の各年の世界、日本の年平均気温偏差の推移を見ると、日本では100年あたり1.26度の上昇率となっております。</p> <p>令和4年6月に福岡管区気象台により出された気候変動監視レポート2021によりますと、福岡の年平均気温は、100年あたり2.48度の割合で昇温しており、日本の年平均気温の上昇の割合よりも大きくなっておるといことで、季節別の平均気温では、6月から8月のこの期間は、100年あたり1.98度の割合で昇温しております。</p> <p>また、福岡の最高気温が30度以上の真夏日と、最高気温が35度以上の猛暑日は増加しております。福岡における夜間の最低気温が25度以上の熱帯夜の日数は、1970年代後半以降は増加傾向となっております。地球温暖化の進行に伴い増加が予測される熱中症搬送数を低減するための対策が、今後ますます重要となると思います。</p> <p>そこで、地球温暖化防止の一つとして、プラスチック削減があげられますが、町としての取り組みの策はありますか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>プラスチックは、加工のしやすさ、軽くて丈夫などの特性から、私たちの生活であらゆることに使用されている便利な素材だと思われれます。</p> <p>その一方で、プラスチックに関する問題として、海洋プラスチック問題、気候変動問題、地球温暖化対策など対応する必要があることから、国内において、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっております。</p> <p>本町においては、ごみを燃やすと温室効果ガスの排出につながることから、地球温暖化対策として、資源ごみを分別収集し、再資源化に取り組んでおります。</p> <p>その中で、ご指摘のプラスチックの資源化の取り組みについては、分別収集した資源回収物として、ペットボトル、容器包装プラスチック及びトレイをそれぞれ再資源化に努めております。</p> <p>また、令和2年度の取り組みでございますが、令和2年7月1日から、全国でプラスチック製買物袋いわゆるレジ袋が有料化されることから、広報等で周知し、また、エコバッグの配布も行い、一人ひとりがふだんのライフスタイルを見直し、 unnecessaryワンウェイプラスチックの削減に心がけていただくよう啓発を行っております。</p> <p>今後も循環型社会の構築に向け、ごみ減量と資源化を推進し、住みやすいまちづくりに努めてまいります。</p> <p>以上です。</p>

議 長	石橋議員
石橋議員	<p>地球温暖化対策として、今、答弁がありましたけれども、分別収集したこの資源回収物を、ペットボトル、また、容器包装プラスチック、トレーの再資源化に努めているということで、やはり町民の方もプラスチックごみの削減の意識は高いと思いますので、私たちもしっかり分別に協力をしてまいりたいと思います。</p> <p>先ほど言われましたけれども、このプラスチック削減なんですが、皆さんもご存じだと思いますけれども、このプラスチックの原料のほとんどは石油からつくられており、石油を精製する過程で得られるナフサが主な原料となっております。</p> <p>このプラスチック製造で二酸化炭素が排出され、また、破棄する際にも二酸化炭素が排出されますので、このプラスチックごみの削減が非常に大事になってくると思います。</p> <p>そこで、冷水機を備えた給水スポットの設置についてです。</p> <p>この給水スポットの設置は、私もいろんな会合とかでよく見受けるんですけども、マイボトルを持参している町民の方が結構いらっしゃいます。また、私たち議員の中でも、マイボトルを持参している議員もおります。</p> <p>冷水機を備えたこの給水スポットの設置なんですけれども、マイボトルや水筒を持ち歩くライフスタイルを実現することによる気候変動や海洋資源の保護に関わるプラスチックごみの使い捨てを削減する具体策の一つであり、このSDGsにおける環境対策につながるのではないかと思います。</p> <p>また、厚生労働省でも、「健康のため水を飲もう」推進運動が展開されており、「目覚めの一杯、寝る前の一杯、しっかり水分、元気な毎日！」を標語に、体の中の水分が不足すると、熱中症、脳梗塞、心筋梗塞など、様々な健康障害のリスク要因となります。健康のため小まめに水を飲みましょうと、健康障害を防ぐために水を飲むことを推進されております。</p> <p>また、給水スポットにつきましては、令和3年6月の国会質疑の中で、ボトル給水型の冷水機設置の提案がなされ、環境大臣は、自治体の中でも、マイボトル給水機などを含め、広がっていくような展開につなげていけるよう努力を重ねてまいりたいとの答弁がなされておりました。</p> <p>夏の暑さにより、野外などで気分が悪くなった方のために、一時的な休憩場所となる公共施設へ給水スポットの冷水機設置は、熱中症対策の大きな効果につながりますし、また、災害が起きた場合、空調調節の効かない避難所では、冷たい水を手軽に摂取できるなどが、体調管理の一助になると思います。</p> <p>そこでお伺いいたします。町内公共施設の冷水機設置状況についてですが、お尋ねをいたします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>財政課よりお答えいたします。</p> <p>町内公共施設の冷水機設置状況について、関係課に確認しましたところ、生涯学習課所管のめくば一図書館と町民プールに冷水機がそれぞれ1台設置されており、その2台については、いずれも故障中のため、使用はできない状態でございます。また、その2台については、現在撤去を検討中です。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>現在は、設置はしてあるが故障中のため使用できない状態ということですがけれども、この熱中症対策として効果が期待される冷水機についての認識と評価についてお伺いをいたします。</p>
議 長	財政課長

財政課長	<p>お答えします。</p> <p>冷水機は、手軽に適温で水分補給ができるという利点があり、熱中症予防の効果が期待されます。</p> <p>また、マイボトルなどに給水すれば、ペットボトルや缶、瓶を消費しないため、循環型社会の構築に不可欠であるリユースの取り組みとして有効であると考えます。</p> <p>一方で、水を直接口で受けるタイプの冷水機は、日常清掃、メンテナンスを怠ると不衛生になりがちです。</p> <p>さらに、コロナ禍にあっては、不特定多数の方が共用することで、感染リスクが懸念される場所でもあります。</p> <p>現状において、冷水機については、熱中症予防、環境対策であるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立が課題であると考えます。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>冷たい水が入ったマイボトルを持ち歩くことは、リデュース、リユースにもつながりますので、手軽に水分補給をしながら無駄なごみを出さないマイボトル推進と併せて、車椅子の人でも無理なく利用できるバリアフリーに対応し、マイボトルへ給水するボトルフィルタータイプの冷水機を公共施設へ設置できないか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えします。</p> <p>冷水機の設置につきましては、コスモスプラザに1台設置されておりましたが、その後、故障等により撤去したという経緯がございます。</p> <p>そのことも踏まえまして、各施設ごとの必要性、設置に伴う管理、それからコロナ対策等を調査研究する必要があるかと考えております。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>これまでの答弁で共通していることなんですけれども、この冷水機を設置するメリットがあり、一度は設置したことがあるものの、一方で、衛生管理などの問題によって、感染リスクの課題があり、故障を機に、現在は設置に至るまでにないということだと思います。</p> <p>恐らく、以前、学校やコスモスプラザに設置されていた冷水機は、ノズル式の直接飲用だけできるタイプのものだったと思います。</p> <p>今、皆様のお手元に配付している資料、写真ですけれども、これは、一つは、上のほうは私も行って来たんですけれども、八女市の総合体育館に設置してあるものでした。これは、ノズル式とボトルフィルタータイプなんですけれども、上のほうに水筒を置きますと、ボトルを置きますと、自動で水が入るような状況になっています。</p> <p>また、上の右のほうを見てもらうと分かるんですけれども、これは車椅子対応の方でも使用できるように配慮をされております。</p> <p>そしてもう一つは、これは大阪府の泉南市の小中学校に設置されている冷水機ですけれども、泉南市のものは、直接飲用できないようにノズルが設置されてなくて、ボトル給水専用の冷水機で、新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で給水できるようになっております。</p> <p>八女市の冷水機は、先ほど説明しましたが、ボトルフィルタータイプで、マイボトルへの給水もでき、車椅子でも利用しやすいようにユニバーサルデザインが施され、人にやさしいまちづくりにも生かされております。</p> <p>また、冷たい水が入ったマイボトルを持ち歩くことは、先ほども申しましたとおり、リデュース、リユースにもつながると思います。ぜひこのマイボトル推進と併せて展開していただきたいと思います。前向きに検討していただきたいと思いますようお願いいたします。</p>

いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問です。

带状疱疹予防ワクチン接種に関してお尋ねをいたします。

带状疱疹予防ワクチン接種につきましては、本年第2回定例会一般質問において、公費負担について質問をさせていただきました。前回質問でお伺いしました公費負担につきましては、ワクチン接種にかかる費用は高額になることから、町の財政状況も顧みれば負担はできない、今後必要に応じて国や県へ働きかけていくとの回答でした。

今回は、もし町民の方が带状疱疹にかかったとしても、軽度の症状で済ませられるよう、かかった場合の対応や、带状疱疹にできるだけかからないように心がけられるような啓発活動ができないかについて、町の考えをお伺いいたします。

带状疱疹の発症メカニズムなどにつきましては、前回質問の際に説明をさせていただきましたので、詳しい内容は省略させていただきますが、带状疱疹は、子どもの頃に感染した水疱瘡と同じ水痘带状疱疹ウイルスが、疲れやストレスなどの影響で、体の免疫力が下がったときに、再び活動を始めることによって起こる病気と言われております。

予防接種法に基づく感染症流行予測調査によりますと、成人のほとんどが水痘带状疱疹ウイルスに既に感染しており、带状疱疹の発症リスクを有しているとされております。

水痘罹患歴のある人では、約10%から30%が生涯に一度は带状疱疹を発症し、50歳以上になると発症頻度が高まり、70歳以上でさらに高くなり、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推定されております。

主な症状として、带状疱疹の特徴としては、通常発症の出る2日から3日前から、かゆみや痛みが現れ、発疹は3日から5日間にわたって現れ、かさぶたになるまでに10日から15日ほどが必要で、皮膚が正常に戻るまでには1か月ほどを要するとされております。

問題なのは、带状疱疹の代表的な後遺症としてあげられるのが、带状疱疹後神経痛です。带状疱疹後神経痛は、皮膚が正常に戻ってから3か月以上にわたって疼痛が持続する場合を指して、痛みは数か月から数年にわたり続き、焼けるような痛みや締めつけるような痛みが続き、ずきんずきんとする痛みを訴えることが多く、軽く触っただけでも強い疼痛を感じることもあり、睡眠や日常生活に症状が出るほど重篤な場合があるそうです。

また、合併症として、顔面の带状疱疹では角膜炎や結膜炎などを引き起こすこともあり、ほかの合併症として、耳鳴りや難聴、顔面神経麻痺などを生じさせることがあると言われております。

治療法としては、抗ウイルス薬による治療や神経ブロックなどの補助療法があります。

先日、ある医療機関の専門医の先生と懇談する機会があり、その中で言われていたことは、抗ウイルス薬の飲み薬は、発病早期に服用を開始するほど治療効果が期待できるため、带状疱疹の特徴的な症状を自覚したら、できる限り早く医師に相談してほしいと強く訴えられました。

今後、町内でも、高齢化社会を迎えた現在、带状疱疹患者はますます増加することが予想されます。

先日近くのご婦人の方とお話することがあり、自分も今年になって带状疱疹にかかり、治るまでに時間がかかりました。最初は皮膚の表面に症状が現れなかったことから、带状疱疹と思わなかったんですが、その後ずきんずきとする強い痛みが続

	<p>いたため病院を受診したところ、带状疱疹だと分かり、もう大変でしたと言われておりました。</p> <p>町内の皆さんも、带状疱疹という言葉を知っている方はたくさんいらっしゃると思いますが、この带状疱疹による合併症や後遺症のリスクや、带状疱疹にかからないため、また、かかった後の日常生活のこと、带状疱疹を防ぐための予防接種があることなど、ご存じでない方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。</p> <p>さきにお話ししました専門医の先生からも、町から町民の方へ、带状疱疹に関する情報を発信できないかとの相談がありました。</p> <p>冒頭でお話をしましたが、50歳以上になると発症頻度が高まり、80歳までに3人に1人が経験すると言われていた带状疱疹です。</p> <p>带状疱疹は、早期に適切な治療を行うことで、症状を軽くし、合併症や後遺症である带状疱疹後神経痛のリスクを減らすことができます。</p> <p>また、带状疱疹後神経痛になった場合の治療は長期にわたり、費用も高額になると予想をされております。</p> <p>手元にあります資料ですけれども、これは宮崎の日南市のホームページを見ていたら、日南市令和3年8月号の広報紙に、この带状疱疹予防ワクチンに関して掲載をされておりました。日南市も、この带状疱疹予防ワクチンに関しては、助成はしておりませんが、やはり啓発ということで、町の広報紙に掲載されているものだと思います。</p> <p>町民が穏やかな暮らしを続けていただくためにも、ぜひともこの带状疱疹に関する啓発活動として、町の広報紙またはホームページに掲載していただきたいと思っておりますけれども、お考えをお尋ねいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員お尋ねの带状疱疹ワクチンは、予防接種のうち法律での定めのない任意予防接種となり、個人の判断及び負担の下、接種するワクチンです。</p> <p>国立感染症研究所の資料によると、日本で接種可能な任意予防接種は10種類、法律で定められている定期予防接種及び臨時接種は18種類あります。</p> <p>定期予防接種に関しましては、町ホームページや広報紙、個人への勧奨通知により、接種の推進を図っております。</p> <p>带状疱疹ワクチンなどの任意予防接種について、町広報紙またはホームページにて啓発できないかとお尋ねですが、町広報紙に関しては、紙面数も限られていることから、町が行う事業を優先して掲載したいと考えておりますので、掲載は難しいかと思っておりますが、町ホームページに関しては掲載可能であると考えます。</p> <p>今後、町民の皆様が接種を判断する材料の一つとなるよう、分かりやすい掲載内容を検討したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>町の広報紙については難しいけれども、ホームページでは掲載可能であるという答弁をいただきましたので、一日も早く掲載できるような体制でお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	これで、4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>午後1時より再開いたします。</p>

(11:54)

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議 長	10番 山本久矢議員
山本久矢議員	<p>通告書に基づき質問に入らせていただきます。</p> <p>2点です。校則の見直しについてと、前々回といいますか、以前も同じ質問しておりますが、登下校時の交通ルールやマナーが悪いので、徹底についてということで質問をさせていただきます。</p> <p>では、1番目の校則の見直しについてということで、生徒へのまず校則の内容説明等を行っているのかと、時期はいつなのでしょうかとということをお尋ねしたいんですが、入学時に新1年生のときに説明とかあっていると思っておりますが、説明を行っているんだったら時期はいつなのでしょうかとということをお尋ねいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>生徒への校則の内容の説明につきましては、中学校入学前の入学者説明会において、本人及び保護者に対して行っておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>2番目に、近年の校則、要するに訂正なり改正はあったのでしょうかということと、三輪中、夜須中の制服が変わりましたので、それについての新しい校則とかありましたらお教え願います。</p> <p>よろしく願います。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>中学校におきましては、現在の新しい制服に変える際、こちらの時点で制服に関する事項について見直しを行っておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>今の説明で分かりました。</p> <p>では、余談ですが、他県の熊本県、熊本市内にある市立学校全て、要するに小・中・高になりますが、一斉に校則を見直す、しかも校則の内容を考えるのは児童や生徒自身ということを出されております。昨年、熊本市教育委員会が打ち出した方針ですけれども、そのことについてご存じでしょうか。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>熊本市教育委員会が主体となり、学校改革の一環として校則の見直しを進めていることは承知をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>では、校則の見直しについてという質問を今、行っているわけですが、どうやって見直すのがよろしいのでしょうかということと、校則について、生徒たち自ら議論し、民主的なルールづくりに参加することが重要だと思います。我が町の中学校等にはありませんが、生徒会議の中で校則の見直しに取り組んでいる学校もあるようです。ルールを自分たちで変えられることを実体験すること、自分たちでルールをつくって実体験すると同時に、なぜそのルールが必要なのか、子どもたち自身も考え、理解し、校則を守ることにつながるのではないのでしょうかと思います。</p>

	<p>次に、必要のない校則もあるのではないのでしょうか。以前、学校名は申し上げませんが、卒業式のときに靴下の色がちょっと校則と違うということで、卒業式に出席というか入れなかったと、会場にですね、ということもありました。そこまで厳しくしなくちゃいけないのでしょうか、今の校則の中にもそれに近いような校則があるのではないのでしょうかと思います。出席できないというか、出席させない、卒業式だけに限らずいろんな行事が体育館等でもあると思いますが、その点についてどう思われるのでしょうか。必要ないというか、厳しくするのもいいと思いますが、その内容についてちょっとお考えがあったらお願いします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>必要のない校則もあるのではという質問のところだろうというふうに考えております。</p> <p>まず、校則は学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲において定められるものでございます。</p> <p>児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要であり、また、学校教育において、社会規範を守ることについて適切な指導を行うことは、極めて重要であるというふうに認識をしておるところでございます。</p> <p>しかしながら、昨今の報道等におきましては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関して、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかとといった旨の指摘もなされているところでございます。</p> <p>学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すことが必要であると考えておきまして、中学校におきましても、今後見直していくこととしておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>分かりました。若干重なるところもあると思いますが、他県ではありますが、理不尽な校則や制服制度が多いと、これは子どもたちの意見ですね、私たちの意見を聞いてくださいということで、文部科学省の記者会見の中の記事の内容です、少しですけど。これはネットの中に出てきた文章を少し抜粋して申し上げますが、学校生活を送るために児童生徒が守るべき校則だということですけども、自分たちが過ごす学校のルールを大人が一方的に決めるのではなく、自分たちの意見を反映させたい、生徒同士あるいは教員と生徒が活発に意見交換できる場などを求め声をあげたと。校則について、理不尽な校則もあるのではないかと。学校運営にどう児童生徒が関わっていくかと。有識者の方は、学校内民主主義の実現を訴える、目の前の理不尽と思われる事柄におかしいと言い、その声が学校の仕組みに反映される経験を積み重ねなければならないと、将来社会に出ても物言わぬ大人になってしまうとの危機感からだということを書いてあるように申しております。</p> <p>これは、何を言いたいかという、やっぱり先ほど申し上げました生徒なり先生たちとの中で、校則の見直しなり、そういった意見を交換する場をつくってもいいのではないかと。校則の見直しを、一方的に有識者なり学校の先生が全部入って、そういう生徒が入らない校則の決め方はあまりよくないんじゃないかなということ、生徒たちと一緒に協議をして、先ほど申しました自分たちでも校則を決める、みんなで話し合うということで、生徒たちの校則を守る気持ちも高まるのではないのでしょうかということをお願いいたします。</p>

	<p>また、これも他の意見といえますかネットで調べたのですが、改正が入った部分と必要のない校則についてですが、先ほども申しましたけども、全体で3項目質問しましたが、ルールはみんなで作ることができますということで、校内で人権やLGBTなどに配慮しながら、みんなで議論して見直してみてもいいんじゃないかなと。ルールは、校則だけじゃないいろんな部分のルールがあると思います。通学時のルールなりが。それをもう少し考えていただきたいなと思います。</p> <p>同じことを繰り返しますが、そういった生徒会なり、生徒会の代表でもいいと思いますが、校則の見直し、また、PTAの代表なり保護者会の代表なり、その方たちと一緒に、校則の見直しの会議といえますか、そういう場を設けてもいいのではないのでしょうかと思います。</p> <p>次に、2番目の登校時のルールやマナーの徹底についてということです。</p> <p>以前も何度か質問をいたしております。いまだにルールを守れてないが、教育指導は行ってあるのでしょうかということをやまずお聞きいたします。また、いつ行っているのかということもお願いします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>中学生の登下校時の自転車の交通ルールにつきましては、道路を横断する際に一旦停車をしなかったり、複数で並走したりして、地域や自動車の利用者から学校に対するご指摘を受けることがあると聞いております。</p> <p>学校におきましては、年度初めの交通安全教室やPTAによる自転車のヘルメットの点検、定期的な交通指導を行ってはおりますが、交通ルールを守ることは自他の命を守ることでありとの理解が徹底され、行動へと結びつくよう子どもたちの感性に訴える指導を繰り返し行っていくことが重要であると考えております。</p> <p>教育委員会としましては、命を守るための交通ルールの遵守は重要であると考え、交通指導の在り方を学ぶために、県が行う自動車安全教育指導者講習会に中学校の教員を参加させ、その学びを全ての教職員で共有し、交通指導の質をあげてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>指導等を行っているということですが、自転車とかヘルメットの点検、外部から業者の方が来られて自転車点検等もあっていると思います。</p> <p>自転車等が安全でない場合はすぐに修理とかいろんな部分でできると思いますが、車でも何でもそうですけれども、乗る方の意識なんですよ。酒を飲んで車を運転する、車はブレーキを踏めば止まる、ライトがつく、いろんな部分はいいのかもしれませんが、今回の場合、自転車についてですが、要するに乗っている人がルールを守らないといけない、いまだに守ってないから同じような質問をまたさせていたいただいているんです。</p> <p>ずっと前なんです、三輪中の生徒が車と接触といえますか、ひかれて亡くなっておられます。そういう事故もあっておるんです。また、一時停止とかじゃなく、いろんな部分で接触事故等もあっております。自転車の前輪が曲がるほどの、絶対乗れないというような状況の事故等も、私が自営業でそういう仕事もしておりますので修理が来ることもあります。これ、学校は分かっているのかなというのがあります。後ろのステッカーを見れば何々中と書いてありますので、心配するわけですよ。</p> <p>先生等に、特に立ちやすいといえますか、街角といえますか、そういうところにたまには先生に立っていただいて、抑止といえますか、先生が立っているから、ここは</p>

	<p>止まらないといかんとか、いろんな部分で気をつけていこうとか、スピードを落とそうと、そういう部分も子どもたちは思うと思うんですね。</p> <p>それで、学校だけの教室だけの安全教室じゃなくて、指導じゃなくて、実際に外に出て注意なり、校門の前に立つとくだけじゃなく、危険箇所があるんだったらそこ辺に立っていただいて、「ちょっと止まれ、ここは一時停止だぞ。」と、そんな感じで言っただけであれば、毎日立てというわけじゃなく、たまに立っていただいて、指導をしていただきたいなと思います。二度とというか、そういう大きな事故等、子どもが亡くなるような事故が起こらないように、厳しく行ってほしいなと思います。どうでしょうか、どのように思われますか。もうちょっと厳しくしてほしいと思います。</p> <p>これで私の一般質問は終わりますけども、最後に、全体を通して、校則の見直しについて、内容的に細かくはもう最後ですから言いませんが、自転車の交通ルールなり全て、校則の一部でもありますね、自転車はね、校則にはないのかもしれませんが、ルールとしては守っていかなくちゃいけない、通学時は守るということで、両方通して、全体を通して、どのように考えてあるのかを教育長にお伺いしたいと思います。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>校則、それから先ほどの自転車のルールやマナー、これらを含めて、法や決まりというものは、自分たちの自由を制限するものではなく、自分自身や他者の生活や権利、命をも守るためにあるものだということを、子どもたちには学校生活の中で学んで、人としての生き方につなげてほしいと願っておるところでございます。</p> <p>したがって、校則を見直すということは、それがゴールではなくて、見直す営みを通して、法や決まりの意義、そしてそれを守る人としての生き方を学ぶかけがえのない機会だと捉えておるところでございます。</p> <p>各学校には、子どもたちが自発的、主体的、協働的に校則の見直しについて議論をして、民主的に決定し、そして、決めたからには責任を持って守り抜くという覚悟を持つことができるような教育活動の一つとして、先生方の支援をお願いしてまいりたいと思っております。</p> <p>自転車のルールやマナーにつきましても、守らなければペナルティーが与えられるというのではなくて、それを守ることが自分自身や他者の命を守ることだということを心から理解できるよう、安全教育の充実を図ってまいりたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本久矢議員	<p>教育長のお答え、ありがとうございます。</p> <p>校則の見直しができる部分は、しっかりと議論していただいて、また生徒全体というか、全体は無理なんだろうけども、代表なりと、やっぱり校則の見直しを行ってほしいなということを思います。</p> <p>以上で私の質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	これで、10番 山本久矢議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>暫時休憩をします。</p> <p style="text-align: right;">(13:25)</p>
再 開	
議 長	引き続き会議を開きます。

	(13:27)
議 長	1 番 寺原裕明議員
寺原議員	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>感染症対策がなされておるといふことで、マスクを取って発言をさせていただきます。</p> <p>質問の前に、先般より町広報や議会だよりで紹介されておりました、大刀洗平和記念館に震電の実物大模型が展示されたことにつきまして、少し触れさせていただきます。</p> <p>今回、筑前町がこの震電を展示するにあたり、その購入費用や設置費用に充てるとしてクラウドファンディングを実施したところ、最終的に支援者数600人、総額1,200万円を超える寄附金が寄せられました。私が何よりうれしく思いましたのは、どの支援者のコメントにも、大刀洗平和記念館を本気で応援したいという思いが感じられたことです。「当時としては、画期的な飛行機であった震電を開発した日本の航空技術を今に伝えてください。」「これからも平和を発信し続ける施設であってください。」というコメントも多くありました。この場を借りまして、ご支援をいただいた多くの皆様にお礼申し上げますとともに、今回の取り組みを一つの節目とし、平和を発信する情報基地として、大刀洗平和記念館のますますの発展を心より願うものであります。私自身も筑前町議会議員として、また、町民の一人として、今後とも応援を続けていきたいとの思いを新たにしております。</p> <p>それでは、通告に従いまして、質問をいたします。</p> <p>昨年9月議会において、安全安心のまちづくりについて質問をいたしました。子どもたちが安全に安心して通学できる状況をつくるのが私たち大人の務めであると考え、質問させていただきました。</p> <p>その一つに、スクールバス導入について、ちくちゃんバスを活用することを提起しておりました。その際の教育課長の回答は、交通機関などの新設については、現在のところ考えていないということでした。</p> <p>また、ちくちゃんバス運営の主管課である企画課長からは、通学利用についても、三並小学校に限らず、必要に応じて検討していくことができると思う。その場合、バスの規模やルートなどの問題に加えて、基準となる距離や運行時間、路線バスとの調整などの課題が生じることが予想されると、課題も含めての答弁をいただいております。</p> <p>スクールバスは、小中学校の児童生徒の遠距離通学に利用されているとともに、登下校中に通学路での事故が絶えないことから、安全対策のためにも導入されております。</p> <p>今回の質問にあたっては、小学生児童について取り上げ、通学格差、子どもたちへの負担などに焦点を絞り、少し具体的な提案もさせていただきますながら、質問をさせていただきます。</p> <p>それでは、一つ目に、子どもたちの安心・安全対策についてお尋ねいたします。</p> <p>まず、児童の通学状況の把握と検証の必要性について、質問をいたします。</p> <p>先ほども申しましたように、通学バスの導入については、専用スクールバスではなく、スクールバスの用途も取り込んだ形でのちくちゃんバスを活用する方法を取り上げて質問いたしました。</p> <p>その際の教育課長の回答は、徒歩で通学する小学生の場合、通学距離がおおむね4キロメートル以内が基準と定められている。この基準に従って、現在、徒歩での通学となっているが、一部、従来からの路線バスを利用した通学を認めていることも事実である。教育課としては、通学時の交通機関の利用を制限する考えは持ってい</p>

	<p>ないが、この4キロメートルを基準に、小学生の通学方法を検討してまいりたいというものでした。</p> <p>町内4小学校における児童の通学状況を俯瞰してみますと、スクールバス乗車基準4キロメートルというルールに沿ってバスを利用しているケース、4キロメートルはないがバスを利用しているケース、2キロメートルを超えて歩いて通学している児童、保護者に送迎されている児童など、様々であります。</p> <p>また、歩道の整備状況、通学路の防犯上の問題、交通事故へのおそれなどを抱えている現状にあると考えます。</p> <p>さらに、通学環境を取り巻く要因を考えますと、従来と異なる梅雨時期の高温多湿、激しい雨、夏の異常な暑さという気候の激しい変化があります。</p> <p>また、子どもたちが使用しているランドセルは、教科書やノートの大型化などによって大きく重くなっております。</p> <p>このような様々な通学状況や通学環境要因などについて実態調査を行い、児童たちへの過度な負担が生じてはいないか、徒歩通学とバス通学とのバランスが壊れ、いわゆる通学格差が生じていないか、保護者に負担が生じていないのかなど、全体的、総合的に教育条件の向上を図るため、これらの問題点の分析と検証が必要であると思いますが、教育委員会としての考えをお聞かせください。</p> <p>通告書では、①、②に分けておりますが、これも併せてご回答いただいで結構です。お願いします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず最初に、町内各小学校における通学状況の問題点をどのように把握しているかという質問の回答でございます。</p> <p>町内小学校における通学状況の問題点につきましては、交通や防犯の視点から、学校から報告された通学路の危険箇所を巡回して、具体的な状況を把握し、改善が必要な箇所については、保護者やボランティアによる見守りや防護柵の設置等の対策を施しているところだという回答でございます。</p> <p>それから、通学状況を把握し、問題点の検証をすべきではないかというご質問でございます。</p> <p>これにつきましては、通学状況の把握につきましては、近年の豪雨や猛暑などの厳しい気象状況や、1人になる箇所があり、防犯上危険であるなど、特に徒歩で通学している児童の安全が確保できているかといった視点、観点から、常に状況を把握する必要があるというふうに考えておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今の回答にもありましたように、今後とも通学状況の把握を適切に行い、必要な措置を取っていただきたいと思っております。</p> <p>次に、ランドセル症候群についてお尋ねをします。</p> <p>私もあんまりこれについてはよく知らなかったんですけども、ランドセル症候群とは、特に低学年の子どもたちにおいて、自分の体に合わないランドセルを長時間背負って通学することで、心身に不調が起きてしまう状態を指すそうです。</p> <p>具体的には、3キログラム以上の通学かばんを長時間背負って通学することで、身体的異常や通学への憂鬱な気持ちが生まれてしまう状態を言い、近年問題視されているようです。</p> <p>教育委員会として、このランドセル症候群について把握していることがありましたら教えてください。</p>

議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>自分の体に合わない大きさや重さのランドセルを背負ったまま長時間通学することで、心や体に不調を来すことが問題視されていることは承知をしております。</p> <p>本町では、これまでのところそういった報告を受けているところではございません。</p> <p>しかしながら、児童生徒の携行品の重さや量への配慮が重要であり、平成30年に文部科学省の通知を受け、各学校に対して、教科書やその他の教材等のうち、何を児童生徒に持ち帰らせるか、また、何を学校に置いておくことにするかについて、保護者とも連携し判断するようお願いをしております。</p> <p>今後とも、教科書の改訂やタブレットの持ち帰り等により、児童生徒への心身の負担とならないよう、また、学校に置く場合の盗難防止についても、各学校での工夫改善をお願いしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>実際は各学校によって若干の違いはあるかもしれませんが、それぞれの学校で、いわゆるその置き勉とかいう言い方をしますけども、それがされていると。そのことによって幾らかランドセルが軽くなっている状態があるということによろしいでしょうか。</p> <p>それで身近な例でなんですけれども、我が家に小学校2年生の孫娘がおります。体重ですけども、これは個人情報になって本人の了解をちょっと取り忘れておりましたが、約25キログラムです。一方、ランドセルの重さは約5キログラムありました。私が手で持ってもこれは結構重いなというふうに感じました。</p> <p>ランドセルの重さは、これでいきますと体重の5分の1で、60キログラムの体重の大人であれば、12キログラムのリュックを背負って、遠ければ40分、50分の道のりを歩く計算になります。</p> <p>朝から厳しい暑さの中を歩くと思うと、かなりの負担であることは間違いありません。真夏であれば、これに2本目の水筒がプラスされることもあります。学校に着くと、汗びっしょりになった状態で1時間目が始まります。</p> <p>このような具体的な実態があり、子どもたちへの負担があるということについても、教育委員会としてぜひ把握をされるようお願いをしておきます。</p> <p>3点目に、三並小学校の小規模特認校制度導入に伴う通学についてお尋ねをいたします。</p> <p>三並小学校の歴史に刻まれることになる小規模特認校制度導入については、児童のためにも、また、三並小学校区のためにも、ぜひ成功してほしいと思っています。</p> <p>一方で、この制度導入により、先生方の負担が大きくなることのないよう留意していただきたいとも思います。ぜひとも、できるだけ自然体で受け入れていただきたいと思っています。</p> <p>ここで、私が取り上げたいのは、今回、校区外から通学することになる児童にとって、より通いやすくするための通学支援の実施についてであります。</p> <p>本年6月議会において、柳議員の質問に対し、通学は保護者の送迎を基本とすると、これはもう以前からも言われていたことですが、そういう説明がありました。</p> <p>保護者の送迎も当然にあっていると思いますが、柳議員からは、スクールバスやコミュニティバスの利用も視野に入れて、保護者の負担を軽減する必要があるのではという提起もなされております。</p>

	<p>この提起につきましては、私も全く同感でありまして、より通しやすい方法を三並小学校に通いたいという児童、保護者と個別に話し合い、よりよい通学方法を見出すことが大事であろうと思っております。</p> <p>この件についてどのように考えておられるか、お尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>三並小学校の小規模特認校制度導入に伴う通学につきましては、入学を希望した児童は、他の小学校区からの通学となりますから、交通安全や防犯上の観点から、保護者の送迎を原則としたところでございます。</p> <p>しかしながら、徒歩での通学が可能で、安全が確保される場合につきましては、保護者の判断に委ねたいというふうに考えておるところでございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>なかなか今の段階として、そういう回答しか出せないというふうに思います。</p> <p>ただ、今の回答でいきますと、通学の方法は、従来から言われてあった保護者の送迎もしくは徒歩ということになると思います。</p> <p>三並小学校に入学したいという子どもさんは、当然に三並小学校区外の在住でありますから、もし徒歩での通学ということになれば、従来からの三並小学校のどの児童より遠くから徒歩で通学するということになるはずですよ。</p> <p>また、三並小学校への入学は希望するけれども、保護者の送迎は難しいという状況、例えば、朝は何とか送れるとしても、仕事の都合で迎えは難しいという状況は十分にあり得ることです。</p> <p>これは、やはり何らかの通学方法が考えられるべきではないでしょうか。今後の検討を強く求めます。</p> <p>それでは4点目に、おおむね片道2キロメートルを超える通学距離地域へのスクールバス導入について、提起と質問をいたします。これまでの質問の中で最も重視している事柄でもあります。</p> <p>最初の質問でも申しましたが、小学生の通学距離においては4キロメートルを基準としているということがありましたが、この4キロメートルの基準について、教育委員会として、いつ、どのような場で、どんな議論があったのか、お尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>4キロメートルの基準につきましては、令和3年9月議会の一般質問で回答したのですが、そのときには、文部科学省の「公立学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、これを参考にしたところでございます。</p> <p>具体的には、通学距離の考え方として、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内という基準を公立小中学校の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めているという手引に記載されていることをよりどころとしたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今の回答で確認ですけども、通学距離に関する文部科学省の手引の内容を基準としたということで、このことについては、教育委員会の中で、特別に自分たちの意見を出し合ったと、議論をしたということではないということですよ。</p> <p>それで、基準になったという文部科学省の手引の内容ですけども、こういう一文がありますので、ちょっと読み上げてみます。小学校で4キロメートル以内、中学</p>

	<p>校では6キロメートル以内という基準は、おおよそ目安として、引き続き妥当であると考えられます。おっしゃったとおりであると思います。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の生徒について、自転車通学を認めたり、これは多分生徒という言葉ですので中学校の話かなというふうに思うんですけども、自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれますと。</p> <p>私はちょっとこんなふうに読み取れたんですが、つまり、どの程度の通学距離に対してどういう通学方法を採用するかということについては、最終的には各市町村の判断によってよいということになりはしないかと思うわけです。</p> <p>そういう意味では、従来からの通学手段を単に引き継いでいくのではなく、現在の通学状況を把握し、検証していく必要があるということを重ねて申し上げたいと思います。</p> <p>次の質問です。</p> <p>現在スクールバスを利用して通学している児童の多くは、およそ15分程度で学校に到着していると思います。路線バスはちょっと置いておきます。一方で、ランドセルを背負い40分、50分かけて徒歩通学している児童たちがいます。登校時間を比較しますと、片道30分、登下校でいいますと1時間に及ぶ通学時間格差が生じているわけです。この実態をどのように受け止められるか、お尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>居住区域による30分以上の登校時間の格差につきましては、どの児童生徒も通学距離の長短はあるわけでございますけれども、例えば通学距離が1キロメートルの児童と比べ、30分以上、距離にして2キロメートル以上長いことは、気象条件や交通防災上のリスクから縮小されることは望ましいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今の教育課長の回答からしましても、やはり何らかの具体的な方策が必要ではないかなということが言えると思います。</p> <p>さて、この項目最後の質問ですけれども、現在の4キロメートルの基準を見直すことについては、教育委員会としてどのように考えておられるかお尋ねします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>お答えいたします。</p> <p>国が示しております4キロメートルという基準につきましては、科学的な根拠があるということは捉えておりますが、全国各地、都市部や農村部、それから山間部等の地理的な条件が異なるために、地域の状況に応じて基準を定めることは必要だと考えております。</p> <p>本町におきましては、通学距離が長く、子どもが下校時に友達と別れて1人になる時間が長いことで、防犯上のリスクが高まったり、昨今の猛暑や突然の豪雨等の気象の変化で、命に関わる危険が生じたりすることは決してあってはならないと考えております。</p> <p>そこで、今後、防犯や交通、災害の観点から、かけがえのない子どもたちの命を守ることを第一に考え、徒歩での通学距離の基準を見直し、スクールバスの導入を検討してまいりたいと考えておるところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	寺原議員

寺原議員	<p>ただいま、教育長から、具体的な取り組みとしてはなかなか今の段階で言えないと思いますけども、非常に命を守るという観点からしっかり考えていきたいというふうな回答をいただきました。</p> <p>教育長は本町の教育現場にも詳しい方ですので、通学実態の把握と改善について、今後ともご尽力をくださるようお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>今までにも、述べてきましたが、三並小学校の小規模特認校制度との絡みもありまして、ぜひ町長の見解もお聞かせいただきたいと思っております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>法では町長の権限集中を防止するために、教育委員会部局の政策判断については、介入できないということが前提であることはご承知のとおりでございます。</p> <p>それを踏まえながらも、絶えず協議をやっていくと、財源につきましては町長権限でございまして、その分の財源をどうするかという判断は町長部局でございまして、したがって、教育委員会の各政策については、絶えず協議が必要だと、そのように考えております。</p> <p>今、議員のご質問にございました案件につきましては、一月ほど前、ある住民の方が非常に細かいバックデータを基に、私のところに署名をもって申し入れされました。その文書は全て関係部局に私も回覧をいたしまして、その関係課と協議を持ったところでございます。ただいま教育長が答弁されました案件につきましては、本当に真摯に財源問題を協議していきたいと、そのように考えているところでございます。</p> <p>北部振興地域のやはり拠点は学校でございます。三並小学校の定数の増というのは、ぜひ我々大人が努力して環境づくりを進めていくべきだろうと思っております。その中に通学の問題が大いにあるということは、私も十分認識しているところでございます。ぜひ前向きに協議していきたいと思っております。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>ただいま、町長の思いも聞かせていただきました。</p> <p>スクールバスの導入については、この三並小学校への入学希望者の通学方法の扱いがまず大事ではないかなというふうには私は思っています。ここをまずしっかりと検討していただき、その先につないでいただければというふうな思いでおります。</p> <p>現状において、2キロメートル以上の徒歩通学とスクールバス、路線バスの利用、保護者による頻繁な送迎と通学格差が生じてはいないか、子どもたちに過度な負担が生じていないか心配しております。</p> <p>さらには、南高田原地蔵方面から三輪小学校路線に新しいスクールバスが購入され、これを利用している子どもたち、従来からの路線バスを利用している子どもたち、バス利用と同程度の距離を徒歩通学している子どもたちの状況を見るときに、通学にかかる費用、支出の面において公平性が保たれているのかということも、この際、総合的に捉え、検討されるべきではないかなというふうにも思います。</p> <p>他の市町村の例がそのまま本町にあてはまるものではありませんが、香春町では、学校から直線で原則2キロメートル以上離れた行政区の児童を対象に、スクールバスの導入が行われています。スクールバス運用時間外はコミュニティバスとして活用されています。</p> <p>9月、まだまだ暑い日が続きます。熱中症にもなりかねない暑さの中を、5キログラムもの重さがあるランドセルを背負い、2キロメートル以上の距離を歩く子ども</p>

	<p>たちの姿を直視してください。</p> <p>秋の運動会が春に変更されました。エアコンがほかの市町村に先駆けて設置されました。今度はスクールバスの導入ではないでしょうか。歩くことで心も体も強くなるという意見があることも承知しておりますし、財政上の課題を抱えることにもなりますが、ちくちゃんバスと併用するなど、いずれの課題についても熟議を重ねることで克服し、片道おおむね2キロメートルを超える通学距離地域へのスクールバス導入を検討されるよう強く要望いたします。</p> <p>それでは、二つ目の項目でありますPTA活動についてお尋ねします。</p> <p>私は文教厚生常任委員会の所属なんですけども、この委員会、一昨年、昨年と、コロナ禍により各種団体との意見交換会ができないままに終わってしまいましたが、本年6月にやっと町内各学校のPTA役員さん方との意見交換会を持つことができました。</p> <p>役員さん方からは、子どもたちに関わるいろいろな問題、課題を提起していただき、有意義な交流が持てたことに感謝しておりますが、一方で、お仕事がお忙しい中にPTA活動をリードしていく立場にある役員さんは大変だろうなとも思ったことでした。</p> <p>PTA活動は児童生徒の健全な育成のためにはなくてはならないものでありますが、これからのPTAの在り方については、取り組むべき問題や課題があると思います。</p> <p>そこで、教育委員会として町内各学校におけるPTA活動の実態と問題点をどのように把握しておられるか、お尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>各学校におけるPTA活動の実態につきましては、PTAの総会資料、広報誌等から組織や活動の様子を、また、コミュニティスクールや地域学校活動と連携した取り組みについて把握しているところでございます。</p> <p>各学校とも、会員の中から選出された役員が中心となり、活動や行事ごとに担当を決めて分担しながら運営を行っていただいております。</p> <p>その活動は、子どもたちの健全育成を目的とした活動や、そのための会員相互の学び、学校を支援する活動など、学校の実態に応じて工夫し、保護者と教職員が協力してお取り組みいただいているものと認識をしております。</p> <p>問題点につきましては、全国の傾向として、働き方や価値観、家族形態の多様化等の背景を踏まえ、例えば、真に必要な活動を取捨選択したり、運営を効率化するなどの改善により、働く保護者がPTA活動に参加しやすいよう運営することが必要になってくると認識をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>ただいまの教育課長の回答にありましたように、PTA活動に携わる保護者の負担をできる限り減らしていくということや、子どもたちのために動きやすい組織の在り方の見直しが求められると考えております。</p> <p>ちょっと順序が後先になってしまいましたけども、この問題をご質問するときに、教育委員会の立場、いわゆるそれぞれの学校のPTAに対して、教育委員会がああしなさい、こうしなさいというようなことはちょっとやっぱり違うのかなというふうにも思ったので、そういうPTA活動に対する教育委員会の立場、これをちょっとご説明いただければと思います。</p>
議 長	教育課長

教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>P T Aは社会教育法に規定する社会教育関係団体であり、教育委員会は、P T A等の社会教育団体の求めに応じて、その活動を促進するための支援を行う立場にあります。</p> <p>P T Aは、子どもたちの健全育成を目的に、保護者と学校の協力により、学校、家庭の教育への理解を深める様々な活動を行っており、学校の身近な応援団としての役割を果たすことが期待をされます。</p> <p>教育委員会といたしましては、P T A活動を通じて、保護者の協力を得ながら、学校、家庭、地域の連携、協働がより充実するよう支援をしまいたいというふうに考えているところでございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>その管理指導とかいう言葉がちょっとあてはまらないと思いますけども、やっぱり協力体制というんですか、そういう協力をしながら子どもの育成に関わっていくということで理解をさせていただきました。</p> <p>それで、こういうP T A活動の見直しが求められているものの、今の学校にはP T A活動を見直して修正をしていくというような余裕がまずないと思われるんです、働き方改革のこともありますけども。しかしながら、何らかの方策が必要であるというふうに思います。</p> <p>例えば、後で申し述べますけども、地区子ども会の存続と、今後のP T A活動を支えていくための方策について、どのように考えておられるかをお尋ねします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>子ども会は、家庭や学校ではできにくい活動を通して、健全な仲間づくりを進め、心身ともにたくましい子どもを育成する教育活動でございます。</p> <p>全国的な傾向として、子どもの加入率の低下や育成者としての保護者の負担等の課題があり、その背景には、少子化とともに、保護者の働き方や価値観の変化があると指摘されており、P T A活動が直面している課題と同様であると認識しております。</p> <p>これら子ども会やP T A活動を支えていくための方策といたしましては、その一つとして本町でも取り組んでおります地域学校協働活動との連携が重要であると考えております。</p> <p>地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、P T A、N P O、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校が核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携協働して行う様々な活動でございます。</p> <p>これは、地域の将来を担う人材の育成を図るという視点から、子ども会やP T A活動とも、目的を同じにするものでございます。</p> <p>現在、地域学校協働活動推進員がコミュニティスクールの委員を兼ね、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担い、放課後の学習活動や体験活動、登下校の見守り等が充実するよう進めております。</p> <p>このように、地域学校協働活動と、本町が早くから導入しているコミュニティスクールとを一体的に推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、筑前町が総がかりで子どもたちの成長を支え、地域を活性化していくよう取り組んでまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	ただいまの教育課長の回答の中に、コミュニティスクールのことがありました。

私自身も以前に、東小田小学校の委員をさせていただいたことがあります。校区のいろいろな立場の代表の方たちが集まっておられて、発言力も実行力もあるすばらしい組織であり、学校の力強い応援団でもあります。これは、教育委員会が主管をされている集まりです。そういうこともありますし、メンバーの中にPTA会長さんも入っておられるということで、会長さんからPTA活動の実態を聞くなどして、このPTA活動について一緒に考えていただくことも、この組織の中でできるのではないかと思います。ぜひ、このコミュニティスクールの活用を検討していただくようお願いをしておきます。

また、これも回答にありました地域学校協働活動、ちょっと私はあまりなじみがなかったんですが、非常にメンバーとしてはいい方たちが入っておられるということで、この具体化についても、今後とも推進をしていただくようお願いをしたいと思います。これは生涯学習課の主幹というふうに聞いております。よろしく願います。

地区子ども会について少し質問というか項目の中に入れておりましたが、地区子ども会に関しては、子ども会は本当に必要なのかという声もあるというふうに聞いております。

それは、特に一昨年、昨年のコロナ禍で区の子ども会行事がほとんどできなかつたと。何もできないのであれば子ども会が何のためにあるのかというふうな意見が出てきたということになると思いますけども、そういうことが拍車をかけているということがありました。

また、子ども会自体への加入者が年々減ってきているということもあるように聞いています。残ったというちょっと失礼ですけども、入っておられる加入者で割り振りをしながら、子どもたち全員の登校安全指導をしなければならないと、そういうふうな不公平感も地区の中では生じているようです。

私としては、PTA活動のスリム化を図ることが求められているのかなというふうに思っています。従来からの取り組みの何を残して、何をやめるかという見直しが必要と考えます。また、本部役員の負担もできる限り軽減していくと。

実は、この前から新聞で幾つか報道があったんですけども、東京都の小学校のPTA連合会が、全国組織から3月に脱会するという決定を7月にしています。それは何でかという、集めたPTA会費から半分を全国の組織にやらなくちゃいけないと。その割には自分たちの意見がなかなか全国組織の中に反映されていかないと。だから得るものがなかなか見えないということであろうと思います。それであれば、お金も自分たちのところに置いて、そして本当に子どもたちのためになるPTA活動に使っていききたいというふうなことで脱会したということなんですけども、東京都が脱会していけば、当然それに倣って、ほかの地方からも脱会希望が出ていくんじゃないかなというふうに私は思いました。

それも考えますときに、やっぱり本当に自分たちのため、子どもたちのためになるPTA活動がどうあるべきか、やっぱりスリム化が一番の中心になっていくと思いますけども、そういう考えの下で、今後のPTA活動を考える必要があるというふうに思うわけです。

そうなってくると、本部役員の負担もできる限り軽減していくと、そして役員の成り手不足を解消していくことも大切であろうと思います。

そして、なられた方が役員になって少し大変だったけどやってみてよかったと、役場の職員さんもたくさん学校のために役員として頑張っていて本当に感謝しておりますけども、やっぱり最終的にやってみてよかったという感想を得られるようなPTA活動をつくっていくことが大事だろうというふうに思っています。

	<p>このような具体的な課題を少しでも解決し、子どもたちはもちろんのこと、保護者や学校にとっても有意義なPTA活動となっていくよう、教育委員会にリーダーシップを取っていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。</p>
議長	<p>これで、1番 寺原裕明議員の一般質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>ここで休憩をします。 2時15分から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14:05)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:15)</p>
議長	<p>12番 河内直子議員</p>
河内議員	<p>眼鏡をしたらマスクで曇るので、マスクを外させていただきます。 それでは、通告に従い、順次質問をしてみたいと思います。 今回は、上水道事業について、国の米政策について、本庁舎前のインフォメーションについて、最後に企業誘致について、4点お尋ねしたいと思います。 まず初めに、上水道事業についてお尋ねをいたします。 水道施設は、現在の私たちの生活だけでなく、次世代の子どもたちにとっても、なくてはならない施設です。 筑前町は地下水が豊富で、井戸水を利用されている家庭が多いのですが、全国普及率が97%ということもあり、町では早急な整備を目指し、平成17年度より水道事業に着手し、平成27年7月から一部給水を開始したところです。 町では、普及を進めるため、事前加入制度を設けています。事前加入制度を利用した場合、公道部工事費の免除を受けられるのですが、いろいろと条件がついています。 その中で、給水開始後1か月以内に、家庭内の蛇口との接続工事を申請するとあります。事前加入制度を利用し、まだ工事申請をしていない世帯については、平成26年第4回定例会でもお尋ねし、当時457世帯が未接続ということで、貴重な税金を使って工事を行い、それが使われないのは全くの無駄金としか言いようがないということで、普及率の向上のためにも加入の促進を図っていただきたいとお願いをしていたのですが、ここ5年間の事前加入制度を利用し、まだ接続していない世帯の推移はどうなっているのか、まずお尋ねをいたします。</p>
議長	<p>上下水道課長</p>
上下水道課長	<p>お答えいたします。 議員の先ほどの中に、平成26年度での質問ということで件数を申されましたけれども、事前加入制度を含めた工事の事業につきましては平成30年度まで行われておりますので、その後、数が増えております。事前加入戸数がですね。数字がちょっと変わっておりますけれども、それについて5年間の推移ということで回答させていただきます。 平成29年度から申し上げますと、平成29年度末時点では566件、平成30年度末499件、平成31年度末457件、令和2年度末432件、令和3年度末時点で408件となっております。 以上でございます。</p>
議長	<p>河内議員</p>
河内議員	<p>井戸水との併用でなかなか難しい面もあるとは思いますが、このたくさんの未接続、早々に解決しないといけない問題だと思います。普及率向上のためにも、</p>

	早急な対応が必要と考えますが、接続促進の対策は考えているのか、お尋ねをいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>これまで、文書による通知、電話、訪問などにより接続を促してきております。</p> <p>今後におきましては、これまでの内容や回数等々を強化しつつ、また、工事費用の返還も視野に入れながら、普及率向上に取り組みたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>私の手元に、町民の方から匿名ではがきが届いています。「私は、説明会で、水道本管工事が終わったらすぐに宅内工事をするよう説明を受け、経済的余裕はありませんでしたが、そのとおりに工事をしました。宅内工事をしなくても問題ないことを知っていたならば、工事はしませんでした。本当に残念で仕方がありません」。</p> <p>町民の方にこんな思いをさせないためにも、説明会で町民の方が納得できる丁寧な説明をお願いし、接続がスムーズに行われるよう努力をしていただきたいと思います。</p> <p>では、次に進みます。</p> <p>次に、国の米政策についてお尋ねをいたします。</p> <p>新型コロナの流行に伴う外食需要の低迷で、米価は21年度に続き、大きく下落したままです。</p> <p>政府は、農家の声に押されて、20年産米に15万トンの特別枠を設け、長期保管する倉庫の費用を支援するとしましたが、市場に出回るのを遅らせるだけで、米価下落を阻止する対策になっていないと言えるのではないのでしょうか。</p> <p>政府は、減り続ける米需要に対して、需要を奪うミニマムアクセス米の輸入は止めず、国内農家のみに減反転作を敷いて、米の生産を抑え、需給対策としてきました。22年産米については、21年より21万トンの減反が必要だとして、さらなる作付転換の必要性を強調しています。</p> <p>しかし、転作拡大による助成額の拡大を懸念する財務省の指摘に従い、転作補助制度である水田活用の直接支払交付金は、21年度と同額の3,050億円を維持し、転作が拡大した分は各種の補助単価の切り下げで吸収することとしました。国の呼びかけに応じ、転作に取り組んできた全国の農家からすれば、はしごを外された形と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>産地交付金事業では、飼料用米の複数年契約への支援、10アールあたり1万2,000円だった配分を、既存契約分のみ6,000円へと半額にし、新規には配分しません。</p> <p>転作の面積に応じた戦略作物の拡大加算10アールあたり1万5,000円の配分も、水田リノベーション事業を拡大したため終了します。</p> <p>10アールあたり3万5,000円の高収益作物拡大加算も21年度限りです。水田農業高収益化推進助成の畑地化支援事業では、高収益作物以外の転換作物には10アールあたり17万5,000円から10万5,000円と、20年度の交付単価に逆戻りです。</p> <p>さらには、戦略作物助成の交付条件を厳しくして、26年産米までの5年間で、一度も稲作用に水張りしない農地は交付対象から除外するとしました。</p> <p>畑地化しても、麦や大豆、そばも価格が暴落しており、交付金なしには耕作放棄地が増えると、現場からも困惑する声が上がっています。</p> <p>また、可燃性牧草への助成は、種まきをせず収穫のみ行う年は、現行の10アール</p>

	<p>あたり3万5,000円から1万円に減額です。仮に20ヘクタールの牧草を作付する農家では、年収500万円の純減となります。</p> <p>各種事業を縮小する一方で、新規に米を原料にしたバイオマスプラスチック等、主食以外に新市場を開拓する新市場開拓用米への転作は、3年以上の複数年契約事業を設け、10アールあたり1万円を交付します。産地交付金事業の交付対象に、新たにクローバーなど、地力増進作物を追加します。</p> <p>水田リノベーション事業は、22年産から新たに子実のみを収穫、利用する目的で栽培されたトウモロコシ、いわゆる子実用トウモロコシを対象とします。</p> <p>一方、加工米は、10アールあたり4万円から3万円に引き下げられます。</p> <p>飼料用米など低収益とみなされた戦略作物の支援縮小や、生産現場を無視した交付条件の厳格化は、今後、136万人の基幹的農業従事者数は、10年後には4割減少の76万人、20年後には7割減少の42万人にまで落ち込むと言われている離農を、さらに促進させることが危惧されます。</p> <p>農業を基幹産業と位置づけている筑前町です。町として、水田活用交付金事業の見直しをどのように捉えているのか、見解をお尋ねします。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど議員が言われたとおりのことでございます。</p> <p>この事業につきましては、水田協が現在業務を行っておりますけれども、水田活用直接支払交付金の、例えば戦略作物として麦、大豆、飼料作物等々に応じて交付金等が10アールあたり交付をされております。</p> <p>水田活用の直接支払交付金をめぐる時系列につきましては、令和3年8月下旬の農林水産省予算概算決定で、長期間、水田として活用されていない農地についての検討が明記をされております。</p> <p>その後、同年11月下旬に、政府は、今後5年間で一度も水張りをしない田を除外する方針が決定され、同年12月下旬に令和4年度予算の政府案が閣議決定をしております。その後、令和4年3月下旬に、令和4年の予算が成立をしております。</p> <p>今回の交付対象の水田見直しにつきましては、2022年度から主食用米から転作を促すために、生産者に支払ってきた水田活用の直接支払交付金の交付対象農地を厳格化するというふうなことでございます。</p> <p>現場の課題を検証しつつも、今後5年間、先ほど言われました、令和4年から令和8年に一度も水張りをされていない農地については、令和9年度以降、交付対象から除外するというふうなことでございます。</p> <p>また、畦畔や用水路などができない水張りができない農地は、現行規定においても、交付対象水田から除外するルールの再徹底が示されております。</p> <p>転換作物が固定化している水田、畑地化を促すとともに、水稲と大豆など、転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促す措置としておりますが、生産現場からは、営農計画や地域の生産基盤に大きな影響を及ぼすということが懸念されます。戸惑いと不安も広がっておりますのでございます。</p> <p>町も水田農業を基本としておりますが、現状もその地域の特色や気候に見合った作物を選択しながら、徐々に作付転換が進められております。主要食米の需要安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めておるところでもございます。</p> <p>現状から課題として考えられますのが、本町の交付対象面積が、令和4年度で申し上げますと、約2,066ヘクタールでございます。そのうち、大豆の作付面積は約700ヘクタールほどでございます。水稲作付面積が年々減少している中で、転</p>

	<p>作、基幹作物として重要なものと考えておるところでもございます。</p> <p>また、ブロックローテーションを実施しておりますので、現在、2、3年で水稲作付が行われております。しかし、水稲作付に不向きな圃場も多々ございまして、転作をせざるを得ないところもございます。</p> <p>交付金の対象農地から除外されると、先ほど言われました、農地の維持が困難になることも考えられまして、耕作放棄地いわゆる遊休農地になることも懸念をされるおるところでもございます。</p> <p>加えて、高収益作物の作付も推進をしておるところでもございます。中間地域におきましても、交付対象農地が約20ヘクタールと多くございまして、水稲の作付を推進しておりますが、高齢化などの影響で水稲作付が困難な状況でもございまして、野菜等を作付、直売所等への販売をすることによって、産地交付金で助成、農地が荒廃しないようにしておるところでもございます。</p> <p>さらに、耕畜連携による飼料生産など、農地保全を損なうおそれも考えられるなど影響も多方面に及び、担い手の営農意欲などの様々な影響が懸念されると考えておるところでもございます。</p> <p>町も、生産現場の実情を十分に踏まえた上で、必要な支援、農地、集落維持のための生産者の所得が減少することがないように支援を行っておりますが、町も農家が希望を持って永続的に営農できるような柔軟な対応を求めたいというふうに思っております。引き続き、支援をお願いしたいというふうに考えております。</p> <p>さらに、米価下落の度重なる制度の見直し、昨今の状況も踏まえまして、地域農業や担い手に与える影響や課題をしっかりと検証し、財政上の観点ではなく、食料の安全保障、地域の政策、国土保全、標準化など、現在国のほうも調査検証を行われておりますけれども、総合的な見地に立った新たな支援や改善策など、国の動向を注視しながらも県や関係機関と連携し、取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>それから、この制度の見直し等々については、ホームページで調べますと、他県のほうも、県議会のほうで撤廃を求める意見書とか、そういった政策に対する柔軟な対応をお願いしたいというふうな政策の見直しの輪も広がっておるところも付け加えさせていただきますというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>コロナ禍の下で、ロシアなど19か国が食糧の輸出規制を実施する中、37%まで落ち込んだ食料自給率を高め、安定的な食料供給を図る責任が政府に問われますが、逆に政府は、21年の204回通常国会で、地域的な包括的経済連携協定——RCEPの承認を可決し、一層の自由貿易を推進しています。</p> <p>RCEP協定は、世界のGDPの約3割を占める大型協定で、日本の貿易総額の46%を占める地域がカバーされます。これでは、中国からは、輸入実績のある現在関税率9%の冷凍野菜調製品や乾燥野菜などが関税ゼロで入ってくることとなります。将来的には、国内生産への影響は避けられず、輸入依存の体質を一層深めることになるおと申し述べ、次に進みます。</p> <p>次に、本庁舎前のインフォメーションについてお尋ねをいたします。</p> <p>インフォメーションは総合案内です。ところが、本庁舎前のインフォメーションは、月日が経って老朽化し、一体何が書かれていたのか読み取ることもできません。隣に観光案内マップの看板が新しく立てられ、余計に目立って見えます。</p> <p>インフォメーションの看板は、いつ建てられ、何が書かれていたのか、お尋ねをいたします。</p>

議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>本庁前にありますインフォメーションの設置時期につきましては、コスモスプラザ建設と同時期の平成15年頃と思われます。</p> <p>このインフォメーションの看板には、役場敷地内の庁舎やコスモスプラザ等の建物の位置図が示されております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	改修の必要性があると考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えします。</p> <p>議員のご指摘のとおり、経年劣化が進んでおりまして、表示についてはほぼもう見えないような状況になっております。</p> <p>来庁者にご不便をおかけしないように、早急に張り替えを行いたいと考えております。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>初めて筑前町役場を訪れた方にとって、インフォメーションは大変役に立つものです。</p> <p>今後も転入者が見込める筑前町です。来庁者に優しいまちづくりをお願いし、次に進みます。</p> <p>次に、企業誘致についてお尋ねします。</p> <p>2点お尋ねします。まず、ヤクルトの誘致の進捗状況についてお尋ねをします。</p> <p>ヤクルト工場が筑前町に進出という話があつてから、コロナ禍の影響もあり、随分長い間、工場の建設も開始されていません。町民の皆さんの中から、ヤクルトはもう来ないのではという疑念が生まれています。</p> <p>田頭町長も町政報告会で報告等はされていると思いますが、報告会等に参加されていない町民の皆さんにお知らせするためにも、現在の進捗状況を議会の場でお話ししていただきたいと思います。相手があることなので、お話できない部分もあるかとは思いますが、公に話せる範囲で結構ですので、進捗状況をお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>企業誘致等は企業と自治体の信頼関係が前提でございます。その前提の上に立って、今の状況等をご報告いたします。</p> <p>議員ご承知のように、ヤクルト本社工場用地は、平成29年7月31日に譲渡し、現在も未着手となっております。大変住民の皆様方からも、おしかりとご心配をいただいているところでございます。</p> <p>言われましたように北部九州豪雨、コロナ禍等の影響もございました。また、ヤクルト本社の当初の計画工場から方針変更により、工場拡張などの協議検討がされていることでもございます。本社内で調整協議を要しているため、着手が遅れている状況であります。このことから竣工稼働予定等につきましても、本社内での調整協議や手続き等を発表予定となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>あわせまして、今年度に入りまして数回、議会のほうにも少し説明があつたんですけども、本社から来庁され、町長等へ説明がなされているところでございます。工場の拡張方針は間違いはないということでございます。そのために着手が遅れて心配をかけていると、間違いなく工場建設は行うので安心してくださいますようお願いいたします。</p>

	<p>町といたしましては、ヤクルト本社工場建設等に向けて必要な環境整備等のサポートを行っていく、積極的に働きかけを行っているという状況でございます。 以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>議会としても、ヤクルト進出については大いに賛成の立場です。一日も早い進出に向け、共に力を尽くしていきたいと思っております。</p> <p>次に、四三嶋の企業誘致ゾーンについてお尋ねをします。</p> <p>企業誘致も、コロナ禍の下、なかなか進展が見えてこない昨今です。第2次筑前町総合計画「稼ぐ」、雇用就労環境の充実の中で、施策と成果目標に、2024年目標値に4件を掲げています。あと2件の誘致となるわけですが、令和2年度も令和3年度も遅々として進んでいません。新たな誘致は進んでいるのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご承知のように、四三嶋工業団地におきましては、現在、先ほど町長がお答えいたしましたヤクルト本社、それから現在立地しております福岡多田精機の2社に用地譲渡しておりまして、残り約4.2ヘクタールが分譲用地でございます。</p> <p>この分譲用地につきましては、今現在も複数の企業から問い合わせ等がっており、現在も話をさせていただいておりますけれども、農振除外、農地転用手続き、それから用地造成など、用地引渡しまでに約2年の期間を要するといった形になっております。</p> <p>この期間を要することもございまして、現時点ではご報告できるような大きな進展はあっておりません。</p> <p>午前中に柳議員の一般質問の町長答弁にもございましたように、本町の移住・定住促進につながる施策の一つであります働く場所の確保の一つでもございます。</p> <p>今後も目的でございます雇用の創出、産業振興や税収向上を図るために、現在も企業誘致推進の取り組みを継続して行っております。残りの分譲用地の完売に努めていく考えでもございますので、引き続き、よろしく願いしていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>今後、県道久留米筑紫野線、通称産業道路も整備され、産業道路沿線は進出企業にとって格好の地域であり、企業進出も大いに期待できる地域となると思っております。まずは、四三嶋の誘致ゾーン、その後は産業道路沿線と企業誘致を進めていただき、雇用の機会の確保、税収増へとつなげていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	<p>これにて一般質問を終結します。</p> <p>これで本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(14:45)</p>